

非

地区編

②

地区編

—
目次

第一章●素顔の中区

0154

第一節●中区の地勢

0154

- 位置●低地●埋立地●新田●つづく埋立●野毛●伊勢山台地●山手台地●根岸●本牧台地●危険防止●坂●川
- 土地利用状況●変則な宅地●契約更新

第二節●中区の都市計画

0162

- さきがけ●大正●昭和●都市計画法の概要●都市施設●道路●高速度道●公園●広場●下水道●河川●卸売市場
- 防火水利●指定、決定以外の都市施設●市街地開発事業

第三節●区域の変遷

0175

- 市制施行まで●市制施行後●区制施行後●分区●地区の区分

第二章●関内地区

0192

第一節●開港場として

0192

(1) 街並みがとこのう

0192

(2) 町の発展

0200

- 官軍進駐●新政府の統治●横浜病院●当座の処置●町政整備●にぎわい●交通の便●官有地の利用●埋立拡張
- 貿易の機関●電信●文明の店●日刊新聞など●市街拡大●土地の整理●四斗梅のW.C●麦湯風俗●開化の灯
- 世紀の二編●金穀相場会所など●町割改正●地域教育●生糸改会社●蚕種紙境却●東海鎮守府●地名案内

(3) 関内活躍

0212

- 西南戦争●蚕種紙終えん●官の施設●行政組織●名譽鑑●商業振興へ●共進会●グラント將軍来日●瓦斯局事件結着
- 洋銀騰貴●さらに産業振興策●言語道断●生糸荷預所●横浜商人●充実●近代水道●市制施行●和解●夜明け
- 議員選挙●軽気球●機能充実●指路教会●蚕糸外四品取引所●商業会議所●日清戦争の影響●国際試合●銀行続出
- 近代へ歩む●馬車道通り●チャルメラの音●六道の辻●変化●関内火災●企業進出●開港記念横浜会館●思い出
- サムライ商会●弁天通り●第一次大戦後の金融恐慌●ハザ―●震災前の関内

第二節●港とともに栄える

0228

(1) 震災と復興

0228

- 関内の被害●避難●慰霊●復興はじまる●区画整理事業●公共建物つぎつぎ●会館再建●社厩●公園復興
- (2) 復興さらに整う.....0236

- 地域の分化●道路でコロヘイス●BENTEN●馬車道●馬車道商店街●昭和十年前後
- (3) 戦時体制下に入る……………0242
- 戦時色ただよう●ダンスホールの閉鎖●戦時下の公園1●統制●戦時下の公園2●食●戦争完遂●火の渦●焼け残り
- 町内会

第三節 関内回生

- (1) 関内牧場……………0250
- 米軍進駐●国際裁判●占領●ウオウオラ●有無も言わさず●一時しのぎ●外国人用施設●接収解除のはじめ
- 横浜公園では●貿易復興●接収解除の運動●解除すすむ●関内牧場●ビルが建つ●光り物あさり●フライヤージュ
- (2) ファインプレーに沸く……………0261
- 最初の下駄ばき住宅●問屋ビル●馬車道商店街●公共施設整備●機能集中●県立博物館●横室など●関内駅前●変貌
- 自動車交通問題●馬車道商店街再開発●マリナードとスクウェア●新しさと古さと●横浜スタジアム●横浜開港資料館
- 期待●事業所町内会
- (3) いまの関内地区……………0275
- 地域の特徴●海岸通り地域●本町通り地域●関内大通り●馬車道地域●日本大通り地域●横浜公園

第三章 山手・山下地区

第一節 外国人居留地

- (1) 外国兵駐屯……………0286
- 地区●開港によつて●英一番館●土地のせり賃●外人屋敷●街並み形成●清国人居住●覚書●居留地回り●横浜襲撃計画
- 外国兵駐留はじめ●馬関戦争●約書●居留地の拡大
- (2) 居留地の貿易……………0292
- 居留地整備●町並み●上町・下町●居留地消防隊●教会●女子教育揺らん●居座り●三十力町●租界地●気くばり●苦渋
- お茶場●商館風俗●中国料理店街の成立●条約改正とあと処置●永代借地権問題
- (3) 永代借地権……………0305
- 商館の飾窓●開化のなごり●旧態●山下町の街並み●共存共栄のはじめ●チャブ屋●上町●下町●金の粉●山手本通り
- 消防の馬●谷戸坂●外国人は花●外国人商売

第二節 瓦礫のなから

- (1) 丘の上と下……………0315
- 震災被害●めちやめちや●荒涼の丘●死者多数●応急処置●復興はじまる●マーシャル・マーン●結晶●街並み

●アパートメント●町に新しく●ホテルニューグランド●肉饅●山手復興●山下公園
(2) 復興博と永代借地権問題……………0328

●復興博●独立祭の花火●永代借地権買収●税金滞納●昭和九年では
(3) ニゴロも暗雲……………0334

第三節 中華街彩色

(1) 中華街繁盛記……………0342

●マッカーサーの宿舎●接収●柵外の花火●横暴●あふれる食料品●華僑団結●文化への二石●軍需景気●街のシンボル
●空地を埋めて●残滓●墓地の条件●埋葬者●開放●氷川丸公開●人気上昇

(2) 新しい地区……………0350

●新しい山手●景観保全●論争●残る戦後●ムード増す●リカルテ碑●中華街●楼門完成●宿命●光彩●新旧交替
●都市美●ホテル戦争●街の美化●業務地域●教育施設●山手の変化●不況の墓地●ワリス移転問題●ホテル戦争激化
●教育●民生施設●国際会議

(3) 変貌……………0360

●関連●山手東部●山手中部●山手西部●山下町●北部地区●南部地域●おもかげ

第四章 関外地区

第一節 関外誕生

(1) 吉田新田の沼地……………0374

●関外●吉田新田の頃●吉田橋関門●横浜製鉄所●遊廓地●かねの橋●地域の発展●盛り場●周辺では●埋地地区整備
●町名新設●常清寺移転●興行地●勤工場●遊廓移転●埋地の家内工業●同業集まる

(2) 興行地伊勢佐木町……………0383

●時代の波●芝居●蕎麦●関外大火●ユニークな店●詩人が歩く●問屋街●アビール●活動写真●サイダー●市街化●移行
(3) 庶民の町……………0393

●娯楽街伊勢佐木町●チカチカ写真●目玉の松ちゃん●ヨコデンなど●おせんにキヤメル●夜店●年の瀬●お浄行さま●騒動
●埋地の大火●復興●職人町●地区整備

第二節 日本一の盛り場

(1) 惨状から……………0405

●震災前の町々●震災の被害●区画整理●亀供養●港の後背地●縫製●町の表情●イセフラス●サキ

ネオンかがやく……………0414

(2) 一文おもちゃの店●ネオンかがやく●職人町●裏通り●迷惑●情緒●外埋地●商店街●吉田土手……………0420

(3) それでも盛り場

●かげりのなかで●戦時色●戦争直前のにぎわい●アーチも征く●廃業●空き家●大空襲……………0428

第三節●外国領土からの復活……………0428

(1) 接収のなかに……………0441

- 接収●群迷●敗戦の縮図●分散●異質な活気●解除陳情●陳情つく●特殊飲食店●復興へ●復興祭●街頭録音
- 復活しきり●客足を●定住へ●ゆかた姿●水上ホテル転覆●まつり復活●光明……………0441

- (2) 不死鳥のように……………0453
- 接収解除●交通量●復興手はじめ●トルコ風呂登場●埋地も復興●ドヤ街発生●清正公再び●アーチ塔●強敵西口
 - 埋地対策●トルコ街●大岡川川岸●明るさ●大通り公園●誕生●労働福祉会館●交通量増加……………0453

- (3) 伊勢佐木町百年祭……………0472
- サキは祭り●大通り公園●地下鉄とマリナード●太陽よみがえる●消えた戦後●コンサート●埋地では●三、四丁目モル化
 - 現在の各町●伊勢佐木町一、二丁目●吉田町●福富三カ町●末広●羽衣●蓬萊各町●埋地各町●長者町一、四丁目●外埋地
 - 観音さま●千歳町●三吉町●永楽町●真金町●長者町五丁目●伊勢佐木町三丁目の先●若葉町●曙町●弥生町……………0472

第五章●野毛地区……………0472

第一節●野毛地区登場……………0472

(1) 開港とともに……………0472

- 野毛地区●野毛浦●役宅●太田陣屋●のど元……………0472

- (2) 野毛は花盛り……………0484
- 改廃●鉄道用地と埋立●地がため●交通路整備●皇大神宮●山の変化●四時皆宜園●わが国最初の鉄道●鉄道用地柵外
 - 瓦斯灯●高島学校●周辺……………0484

- (3) 新時代……………0490
- 高島遊廓●伊勢山の裸おとり●新時代の施設●街並み●にぎわいつながる●赤門寺界隈……………0490

第二節●庶民の町として……………0490

- (1) 野毛の栄え……………0490
- 造船所●ドンク周辺●問屋街●川筋●駅前●忠泳館……………0490

(2) 商人の町	0496
●高級住宅地●山の下●野沢の菊●商人の町●腰弁横丁●花咲あたり●宮川町●野毛の隣接地●川のふち	
(3) 二度の惨状	0503
●猛火に追われて●復興始まる●区画整理●市電の整備●湘南電鉄●町名変更●赤門市場●赤門の緑日●公的利用	
●司令部の丘●羅漢さまも供出●戦災●黄金町悲惨●証人	
第三節●異臭のなから	0522
(1) 戦後がここに	0522
●戦後の野毛●露天指定地●クシラ横丁●宝物焼ける●イメージを変えた●ダンスケ●すべての体臭●屋台●気軽な町	
●笑えない話●マクアサー劇場●場外馬券●黒い芽●喝采●空腹のなかに●野毛祭り●五色のテープ●とよめき	
●平和ムード●貿易博覧会	
(2) 精算と後遺症	0533
●マーケット●桜木町デパート●駅前にかんばる●水上ホテル●イメージ一新●桜木町事件●交通禍のきざし●緑橋グループ立退き	
●山の栄え●いやな名物●危険な白い粉●麻薬撲滅を目ざして●最後の露店消える●精算のはじめ	
(3) やはり野毛	0544
●野毛の山●文化施設●駅のまわり●造船所移転●青い海●再開発計画●成果●民間計画●トルコぶろ●川筋の美化	
●桜咲く●戦後が消えて●河口の情景●桜木町駅●駅のまわり●野毛山一帯●子の神さま●黄金町駅周辺●これから	

第六章●元町・石川地区

第一節●横浜村から

(1) 外国人とともに	0557
●横浜村から●隔離●元町発祥●影響●転向●新商売●エンタール●水会社●表通り●石川へも●百段	
(2) 港の外がわ	0564
●耐火構造●地徳院●色業師●香り●公の施設●石川町●船舶給水●遺構●元町の隣り	
(3) 地藏坂界限	0568
●鶴屋●日光屋敷●地藏坂●馬と●いわし●いわし●新造先生●連帯	

第二節●横文字と職人の町

(1) 職人衆の町	0573
●外国人相手●大正活映●商人と職人の町●ハイトリック式●分業●気っぶ●若達者	

(2) 震災復興……………0577

●無惨●火災●状況調査●元町復興●青年団の活動●白系ロシア人●打越●地蔵坂すたる●中央教材園●元町プール●大丸合

(3) 下町として……………0585

●川岸では●荷揚げ場●仲通り●フクロウが鳴く●戦時下●ああ由郎ちゃん●戦災

第三節 ●ザ・MOTOMACHI

(1) さきがけ……………0590

●ドラム缶のお金●法要●商店再建●MOTOMACHI●町内会組織●三十年代

(2) 元町売り出す……………0592

●自然に恵まれて●石川町駅●クリスマスセール●ヨーロッパフェア●国際親善●街づくり

(3) モトマチ・アン……………0597

●石川町も変わる●沈船●ゴミの川●文化の色合い●地藏再建●元町はいま●古き●坂●石川町にビルが●山手の丘下

●打越の自然

第七章 ●北方地区

第一節 ●居留地の周辺

(1) 文明の洗礼……………0605

●山手の隣●外国人用雇牛場●兵学塾●にきわい●軍楽伝習●ビール会社●田園風景●居留地隣●ビール余話

(2) ビール会社……………0611

●海水浴のはじめ●外国人散策●ビール醸造所●氷すべり●北方泉のあたり●ビール会社と電気鉄道●チャブ屋

(3) うたかたの繁盛……………0615

●山下海岸埋立●ピヤタケ●まわりの活況●芝居小屋と三業●震災の被害

第二節 ●震災のあとに

(1) ビール風呂……………0621

●赤い煉瓦●区画整理●公設質舗●草原に●見晴トンネル●新山下の変化●バンドホテル●野菜の洗い場●善行寺●京楽園

(2) 小港の海とチャブ屋……………0630

●風車●天沼

●チャブ屋●ヨットハーバー●小港埋立●もとの小港

(3) 海軍倉庫……………0637

●軍需工場●海軍倉庫

第三節●戦後の北方……………0640

(1) かんまんに復興……………0640

●焼け野原●戦災●米軍進駐●ふたひチャブ屋●ヨット競技●鉄神興●米軍住宅建設

(2) 増加する交通……………0646

●団地ができる●本牧ふ頭●コテナ街道●湾岸道路建設●環境整備計画●接収解除

(3) いまの北方地区……………0648

●上野町●キリン園あたり●北方町●小港町●新山下

第八章●本牧地区……………0653

第一節●豊かなる海……………0653

(1) 漁村と田園……………0653

●地区●江戸湾警備●本牧十二天●実測図から●海面埋立●湿地地帯●タコ平さん●合併●本牧漁業●海苔養殖

●相変らずの田園●台の音楽隊

(2) 地域の開発……………0663

●三溪園●鶏村語る●横浜電気鉄道●影響●花屋敷●田園開発●上台の西洋館●観光地●鉄道とビール会社●瓦斯谷戸

●三溪園のまわり

(3) 外国人とのかかわり……………0673

●本牧海岸海水浴●サマーハウス●本牧の夏●海水浴でござわう●被災●金子林蔵奮闘

第二節●近代への脱皮……………0679

(1) 発展へ……………0679

●市場の復旧●授産施設●本牧中学●本牧おけさ●西洋草花の栽培●牧場

(2) 開発の中途……………0684

●市街地化●緑ヶ丘の自然池●町の新設●八聖殿●要塞地帯●食糧確保

(3) 学校も災難……………0690

●小学校も軍需工場に●焼夷弾の雨●終戦

第三節●最大な接収地区

(1) 苦難のエリア

●米軍接収●墓地すらも●立ちのき●学校も接収●東条大將入院●接収地の影響●言い訳無用●三溪園復元●宅地開発
●千代崎川●川をふさぐ●「外国」●地租問題●皮肉な復興●本牧青少年の家

(2) 復活への道

●復活の海●海苔の養殖●本牧神社●無期限使用●商栄会●解除運動●歩道橋●本牧埋立●海に替えて●三溪園さまさま

(3) 解放

●情緒再来●接収解除運動●再開発気運●組織動く●方針確認●返還式●接収解除運動略年表●お馬流し●社寺
●鈴村要蔵●地つきの人々●本牧町●本牧元町●地区の町々●遠い海

第九章●根岸地区

第一節●根岸村から

(1) 山手の周辺として

●近世●外国人のために●白滝不動●競馬場●鉄砲場●山元町●地藏王廟●相沢墓地

(2) 田園根岸

●居留地の隣接●丘と水田と●西洋野菜●根岸のにきわい

(3) 村と開発

●消防組織●村の懇親会●初期の福祉施設●根岸の漁業●根岸村村会●凱旋祝賀●各地の開発●大和屋●さらに開発
●近代的

第二節●変転のもとに

(1) お不動さまと榊祭

●外国人住宅●お不動さま●榊祭●雪の火事

(2) 復興施設に一役

●受け入れた丘●競馬場●不動坂●新風景●震災●あわれ●また受け入れ地●豆口住宅●近代住宅●区画整理
●第二トンネル

(3) 二も戦時下

●市電●町の新設●根岸の丘●街並みその一●街並みその二●競馬場廃止●定期航空便●根岸も戦時下●牛も●難
●建物疎開●「統制」●寺にも墓地にも

第三節●重ねる変転

(1) 終戦の残滓

●接収●「俺によらせ」●バニツク●米軍ハウス●道骨●漁業●通行禁止●中将●商店街のはしり●戦災者住宅●ネオン

0694

0694

0706

0714

0738

0738

0738

0745

0748

0755

0755

0758

0765

0772

0772

(2) 海なくて

0781

- 根岸湾埋立●石油タンク●宅地化進む●根岸線開通●競馬場接収解除●麦田のトンネル●公園オーブン間近か
- 国際親善盆踊大会

(3) 残る古さ

0788

- 都市施設の完成●森林公園●馬事公苑●アテスの響き●築井戸稲荷●天王社●第六天稲荷社●小祠●新旧●馬頭観音
- 中層住宅●古い街並み●根岸の各町●もと台地の町●山元町あたり●この辺り台地の町●商店街とその付近

付 章 ● 横 浜 港

0801

第一節 ● 変遷概要

0801

- はじめに●変遷の時期●播藍期●築港期●拡充期●停滞期●戦後●一部の解除●拡大型●代替●復旧●工業用地確保へ
- 解除つづく●計画客申●ようやく解除●本牧ふ頭計画●山下ふ頭建設●うらはたに●外周の整備●ますます充実
- コンテナ船入港●住宅●鉄道●コンテナふ頭●一万隻●根岸と大黒●さまざまに●ラッシュ船問題●あちこちで●返還運動
- さまざまに●陸上機器の整備●ローロー船●市民にも●金沢ふ頭は●こみ焼却●新しい景観も●ベイブリッジ着工●陸に海に
- 国際セミナー●帆船●つづく整備●花火●接収された港

第二節 ● 港の施設

0819

- 位置●港湾区域●自然条件●海そのものが施設●水域施設●外かく施設●航行補助施設●けい留施設●荷さばき施設
- 保管施設●旅客施設●船舶役務用施設●臨海交通施設●港湾厚生施設●廃棄物処理施設●海洋廃棄物焼却場
- それぞれのふ頭

第三節 ● 海 景

0836

● 詩 一 編

0836

● 付 録

0836

第二章●素顔の中区

第二節●中区の地勢

●位置——中区は横浜市一四区のうちの一つである。区名の「中区」とは歴史的にも経済・行政的にも中心であることによる。これは東京都の中央区、名古屋市の中区、広島市の中区にその例を見る。位置は北側から西区・南区・磯子区に隣接し、東側は東京湾に面している。北緯三五度二六分、東経一三九度三八分（市庁舎位置）に当っている。面積は一、八五九ヘクタール（五十七年十月一日現在）で全市の四・三五パーセントに当っている。

極東は本牧ふ頭、極西は赤門町一丁目、東西距離は五、七九七メートル、極南は豊浦町、極北は新港町（新港ふ頭）で南北六、一〇二メートルである。

●低地——中区の地形は、大きく分けると台地状の丘陵地と低地（沖積地）、それに河川（大岡川・中村川・堀川・千代崎川）と海岸で構成されている。

低地は大岡川流域の日ノ出町、野毛町方面。千代崎川流域の本牧町方面と海岸線の本牧元町。間門町方面の一带に分布している。その上、関内・関外のほか港湾と本牧・根岸の広大な海面埋

立による低地がある。

一般に低地の標高は低く、大棧橋入口で二・二五メートル、小港公団住宅前道路あたりで二・二七メートル、新山下二丁目で二・三八メートル。桜木町駅前では二・九メートル、はなれて関外の曙町二丁目中郵便局あたりで一・三メートルとなっている。従って低地はせいぜい標高三メートル以内といえる。

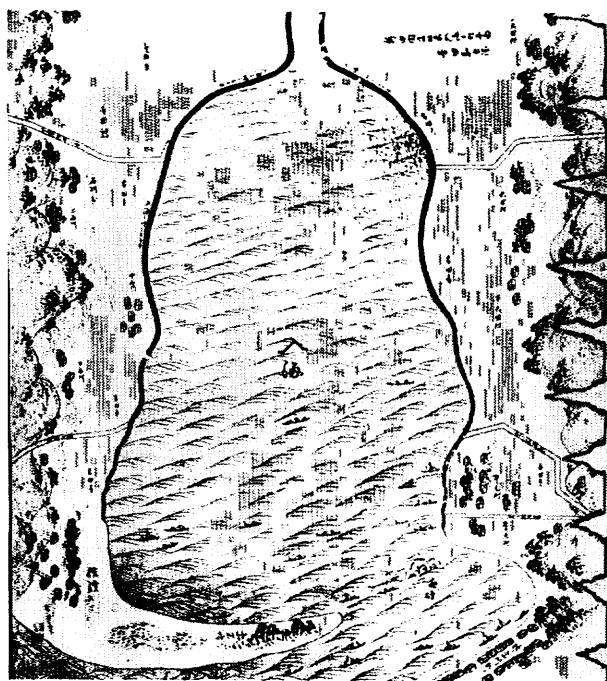
●埋立地——中区区域の低地の特徴的なことは、海面埋立地で、面積は埋立によって次第に増加した。埋立地の面積は七六九・九ヘクタールで中区面積の約四一・四パーセントに当っている。

埋立地の各町の面積は広く既成の町の一方町平均面積が十一・五九ヘクタールにたいして、埋立地の本牧ふ頭が二〇〇・七ヘクタール、錦町が一五三・八ヘクタール、千鳥町が一三〇・二ヘクタールと一〇倍以上の面積を持っている。

さらに前記の各町に豊浦町（八九・一ヘクタール）を加えれば、その合計面積（六〇〇・五ヘクタール）は西区の六三三・〇ヘクタールにほぼ匹敵するほどである。

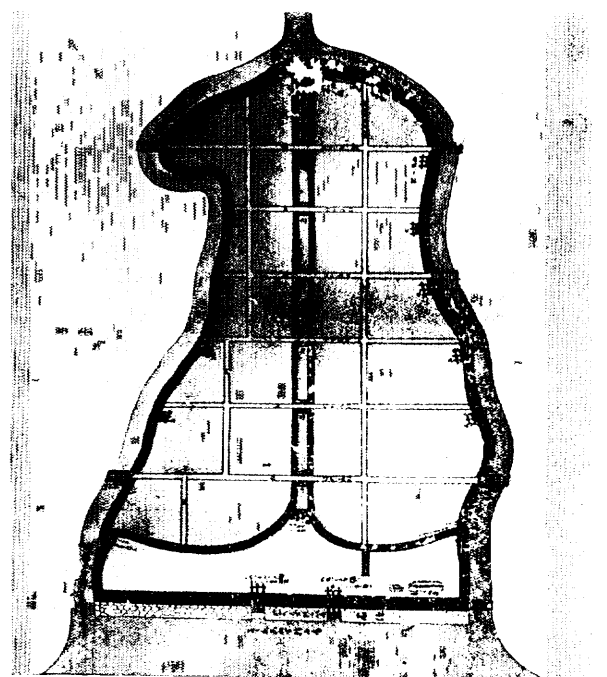
中区の区域内においての埋立は、江戸時代の新田開発によるもの（吉田新田）、開港に伴うもの（太田屋新田ほか、関内）、戦後の港湾用地及び産業関連用地（本牧埋立地）、工業用地（根岸埋立

地)など、それぞれの時代の施策によるものであった。
●新田——現中区内の理立は吉田新田の造成に始まった。現在の関外は江戸初期、洲干と呼ばれた砂洲にいだかれ釣鐘形をした内海であったが、この内海の大部分が江戸の商人吉田勘兵衛によって、明暦二年(一六五六)から寛文七年(一六六七)まで、八年の歳月を費し苦心の末に埋立てられた。面積およそ一二〇ヘクタール。名称ははじめ野毛新田、のちに吉田新田と改められた。



(1) 吉田新田造成前の図(横浜吉田新田絵図一復刻)

吉田新田は現在の関外一帯にあたっている。
ついで隣接の西区区域内には尾張屋新田、宝曆新田、安永新田、藤江新田が宝暦年間(一七五一〜六三)から天明年間(一七八一〜一七八八)に造成され、さらには天保四年(一八三三)岡野新田、同一〇年(一八三九)年には平沼新田がそれぞれ造成されるなど、次々に新田が開発造成されてゆくが、文化年間(一八〇四〜一八)に吉田新田の東側の入海も埋立てられ、現在の山下



(2) 吉田新田造成後の図(吉田新田古図文書一復刻)

町にあたる横浜新田が造成された。

それから五〇年後の嘉永年間（一八四八〜五三）三河国（愛知県）出身の商人太田屋徳九郎によって現在の関内の大部分を占める太田屋新田が造成され開港場の一部となった。

明治に入って、関内の膨張、鉄道用地の確保などによって、野毛浦が埋立てられた。（第二章関内地区、第五章野毛地区参照）

●つづく埋立——大正時代に入ると、埋立の重点地区は鶴見・神奈川方面へと移っていったが、鶴見の場合は、京浜臨海工業地帯造成のため欠かせない基礎づくりの工事であった。

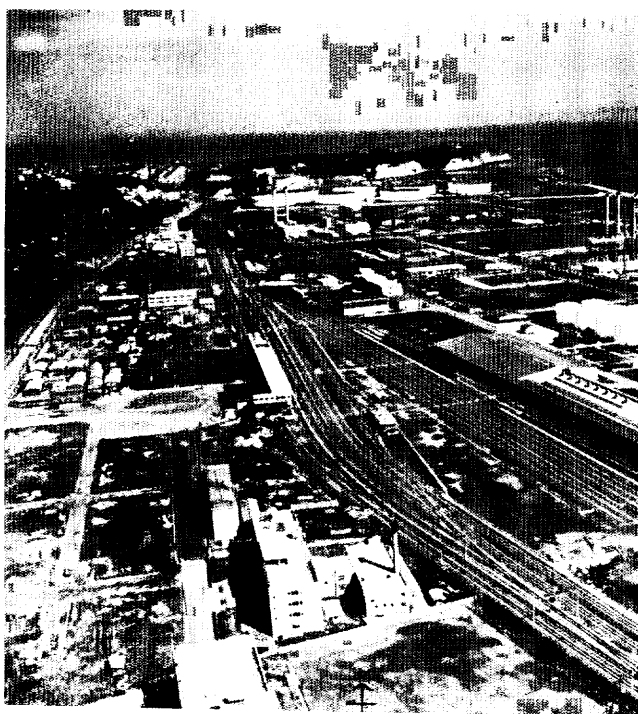
中区の区域にあつては、山手のきり立った崖下が、大正四年から十二年にわたって埋立てられ新山下町が誕生した。

一方七年からは、新山下町に隣接する小港の地先海面が横浜造船所付属工場の用地として埋立てられた。

また震災復興事業の一つとして、大正十四年から昭和五年までに山下町の海岸通り地先海面が埋立てられて山下公園が造成された。

第二次大戦後、市は、市にとって工業が占める役割の大きさに着目、昭和三十年から三十六年にかけて、鶴見区の大黒町地先に約八〇ヘクタールの臨海工業地の埋立造成をしたのを手はじめに、根岸湾、本牧海岸に大規模な埋立工事を施工し、工業用地の確保を行った。（第八章本牧地区、第九章根岸地区参照）

横浜の都心部、特に中区の低地は海面埋立によって飛躍的に増



根岸湾の埋立地——手前は根岸駅、石油タンクが建ちはじめている、遠景に本牧の丘陵と埋立て前の海が見える。（安藤 栄氏提供）

加したのであった。

●野毛・伊勢山台地——中区には台地が多い。台地は大別して三つにわけられるが、その一つは日ノ出町、野毛町方面の低地をとりまく野毛山や伊勢山である。これは学問上では海成段丘下末吉台地の一部とされている。標高は三〇〜五〇メートル、最高は野

野毛・伊勢山台地——中央部の入母屋の建物は野毛不動、左手は市立図書館台地には高層ビルが建てられ、自然の高さから高くなる。



毛山貯水池あたりで約五〇メートル、次いで伊勢山の皇大神宮地点で四三メートル、掃部山公園で三〇・四、横浜市図書館の坂下になると一四・七メートルとなっている。

●山手台地——山手台地は北に向って浅い谷戸をいくつもつくりながら、折れ曲って東西に拡がっている。標高は横浜気象台の地点で三九・三メートル、外人墓地前が三六・七メートル、フェリス女子学院付近が三八・六メートル、山手本通り不動坂上が一番高く四二・二メートルとなっている。

台地の北はしは急な斜面で、ところどころ地肌を見せた崖やひな段状の土地が見られるが、これらのなかにはたびたびの埋立による採土地となったところもある。また山手台地のはずれにあたる南区中村橋付近の断崖は、もと南部の磯子区方面への丘陵地へと続いたものだったが、明治初期の堀割川の掘削の際に切り通し状とされたものである。

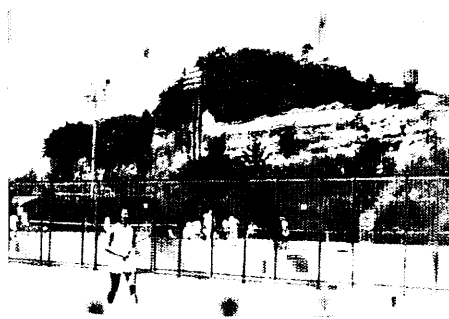
山手台地の北縁の急斜面には樹木が多く風致地区に指定されていて、フランス山、港の見える丘公園など市民の憩の場となっているが、港の見える丘公園の下の新山下一丁目、新山下二丁目の南側は高さ約三〇メートルのきり立った崖で、よう壁などの危険防止策が部分的には行われている。

●根岸・本牧台地——山手台地の南側は根岸台地である。根岸台地の南側は急な海崖になっている。台地は平均四〇〜五〇メートル、根岸森林公園の外周部で五〇・二〜五二・六メートルで、こ

●地区編●第一章—素瀬の中区



遠く台地を見る——向って左手は山手台地の一部、そのはずれに新山下の切り立った崖がある。右手一帯は根岸台地の西端、中央部の崖は採土地であった部分で地肌があらわである。



海崖の名残り——本牧市民公園周辺に見られる。



本牧台地の一角——旧本牧号接收地の一部、皮肉なことに接收のためにみどりが残った、ただしこれは例外で、ここのほかの台地には住宅がびっしりと建てられている。

のあたりが最高の標高となっている。その向い側の柏葉公園は四六・九メートルである。

台地の北側、根岸町の斜面には密生した広葉樹林が分布しているが宅地開発によって減少しつつあり、自然林が戦後と較べてもはや少なくなった。今に残るのは善行寺(西之谷町)のイノデタブの群落、イヌビワ・ミズキの群落、妙香寺(妙香寺台)のクスノキ、タブノキの林などが代表的なものである。

間門から東に向つては広い谷があり、その南側には本牧の台地がつづいている。この台地は五つの孤立した丘のように見えるがこの分離した丘陵の間は谷となっていて、西から順に一ノ谷、二ノ谷、三ノ谷と呼んでいる。丘陵の南面は海の波によって、土がくずれ落ち、これを繰返すことよってできた海崖で、本牧の埋立前は海上からしか見れなかったが、いまでは眼の前にこの海崖を見ることができるといふ。

●危険防止——現在、台地の崖のうち区内には五四方所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。この防止のためのよう建造成工事が神奈川県によって行われている。危険箇所は山手の台地の下、根岸台地の下に多い。市民のために早急に行われなければならない今日の課題である。

●坂——台地と低地とを結ぶのは坂であり、古くから坂は交通の上で大事な役割を果たしてきた。主な坂は野毛台地の野毛坂、紅葉坂。山手台地の谷戸坂、地蔵坂、牛坂、ワシン坂、それに桜道。

根岸台地の不動坂などである。

●川——区内には大岡川、中村川、堀川、千代崎川が流れている。

大岡川は南区を北東に向つて縦断するように流れてきて南区の山王町五丁目、日枝神社(お三の宮)裏で分流する。本流は北に流れ、中区の区域に入り、野毛山の裾下を流れ、太田橋、末吉橋、黄金橋、旭橋、長者橋、宮川橋、都橋、桜川橋、大江橋、弁天橋、それに二本の鉄道貨物鉄橋をぬけて新港ふ頭の西から港内に入る。区内延長一・八キロメートル(全延長二八・二七キロメートル)河幅平均二七メートル。(第五章野毛地区参照)

山王町からの支流は、中村川として南区の区域内を流れ、中区内では三吉町の岸に達し山手台地の裾を流れ、東橋、車橋、翁橋、亀の橋、そして国鉄石川町駅軌道下を流れ西之橋に達する。西之橋からは川は堀川と呼ばれ市場通り橋、前田橋、谷戸橋、山下橋そして横浜港に流れ込む。中村川は東橋から西之橋まで延長一・一キロメートル、西之橋から山下橋までの堀川は〇・八五キロメートル、平均河幅は中村川が二七メートル、堀川は二八メートルである。(第六章元町・石川地区参照)

本・支流とも流速はきわめて遅く潮の干満に左右される。この本・支流の川筋がほぼ吉田新田造成以前の内海の海岸線に相当している。

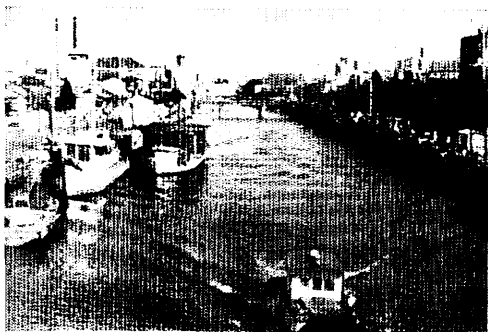
また吉浜町地先、中村川と堀川との境、西之橋付近から桜木町方面現桜川橋付近に向つて、派大岡川が流れていたが、現在は幹



急傾斜地——大雨でくずれた崖、白い部分はビニールシートがかけてある。崖は山手町、下は石川町の住宅街



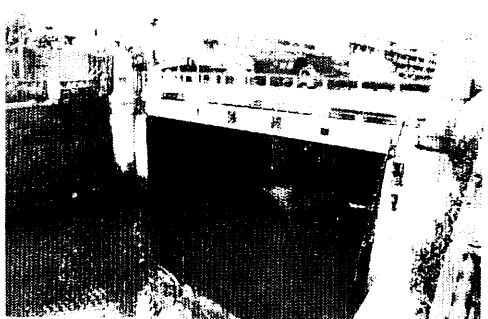
①大岡川——川風に柳がそよく、左手は福富町西通、右手に日ノ出町を望む



②中村川——小船が白波を立てている。右手は南区の中村町、左手は万世町



③堀川——高架の高速道路が川を覆っている。川面に陽がそそぐ、右の家並みは元町、前方の橋は前田橋



④千代崎川——河口、にどった川面、時折り小船が頭を出す、小港橋は交通の要所



⑤かつての派大岡川——モーターボートが並ぶ、右側は港町、川岸に国鉄根岸線の橋柱が建造されはじめた、左上の橋は柳橋

線道路の首都高速道路横浜・羽田線になっている。

千代崎川は山手の丘地を水源とし本牧地区を横断し、小港町一丁目の東泉橋、小港橋から横浜港にそそぐ。ただし、この川はすべてコンクリートで覆蓋^{むくがい}されていて、川面が見られるのは東泉橋から小港橋までである。延長は柏葉から小港海岸まで二、四五四メートル。河幅は三ないし一四・六メートルである。(第八章本牧地区参照)

●土地利用状況——中区内の土地について、現在の利用状況を土地の地目別で見ると表1のとおりである。地目のうち、原野は草はら、雑種地はそのほかの土地で中区の場合は鉄道・軌道用地などが主なものである。

表にみるように、四十七年度に一、九八三平方メートル残っていた原野が、四十八年には三六平方メートルに激減。四十九年まで四〇二平方メートルあった田が五十年には姿を消し、さらに五

十一年には畑も減少が目立ち、五十七年には一ヘクタールを割っている。これらのことは、区内の農地が宅地化されていったことを示すものであり、土地利用の変化の一端を知ることができる。

またこれらの土地利用のうち、宅地については表2で示したように大きく分けて商業・住宅・工業・村落の各地区のように利用されている。これはあとに述べる都市計画上の「地域・地区」のうち「地域」にもとずいて、区役所における事務上での現状を把握したものである。

この区分を次に簡単に説明しておきたい。

(1) 商業地区というのは、主に商業の店舗の連続する地区のことである。

ア 高度商業地区

店舗が連なり、商業地区として高度に発達している地区で、駅、百貨店、映画館、銀行などを中心とし、衣類販売店、食品店、高級飲食店などを主にする商業地で、市全域を対象とする広域的な商圏を持って、平均的に大きい規模の店舗が集中している地区で、関内、関外、山下町、元町などが該当する。

イ 普通商業地区

周辺地域を対象とする商圏を持って、衣料販売店、食料品店、家庭用品店等の各種の店舗が平均的に混在している地区、本牧・根岸・野毛の各地区の一部などが該当する。

(昭和45～58年) (単位 m²)

51	52	53	54	55	56	57	58
0	0	0	0	0	0	0	0
16, 123	16, 274	15, 108	12, 357	12, 886	12, 183	9, 583	9, 428
9, 355, 625	9, 347, 423	9, 345, 530	9, 342, 368	9, 322, 471	9, 281, 604	9, 427, 860	9, 437, 029
299, 236	297, 195	300, 016	300, 370	302, 272	305, 971	300, 721	297, 596
36	36	36	36	36	36	35	35
108, 821	114, 683	113, 175	117, 876	115, 501	111, 105	143, 483	140, 736
9, 779, 841	9, 775, 611	9, 773, 865	9, 773, 007	9, 753, 166	9, 710, 891	9, 881, 682	9, 884, 874

(中区役所資料より作成)

(2) 住宅地区というのは、主として住宅用地が連続する地区で、本牧や根岸地区が該当する。

ア 併川住宅地区

商業地区の周辺部で、住宅と小店規模の店舗または事務所が混在する地区

イ 高級住宅地区

敷地が广大で、かつ、平均的にみて、普通の住宅よりも多額の建築費を必要とする住宅用の宅地が、連続集中している地区

ウ 普通住宅地区

居住用家屋が連続する地区で、高級住宅地区以外の地区

(3) 工業地区とは、主として工業用地の連続する地区

ア 大工場地区

おおむね、都市計画法で規定する工業地域又は工業専用地域内で、三、〇〇〇平方メートルをこえる大工場等が集中している地区で、中区の場合、本牧ふ頭、錦町、千鳥町、豊浦町である。

イ 中小工場地区

おおむね、都市計画法で規定する準工業地域又は工業地域内で、工場敷地の規模が三〇〇平方メートルから一、五〇〇平方メートル程度までの工場等が集中している地区で、かもめ町、錦町の一部がそれである。

(4) 特殊地区というのは、門前仲見世地区、名勝地区、海水浴場地区・料亭街地区等で、一般の商業地区とは若干その性格を異にする地区をいう。

中区では閑内地区の料亭街地区が特殊地区とされてきたが、料亭の減少によって昭和五十七年度には全面積が商業地区へと組み替えられ、現在はこの地区の該当はなくなつたが、これも閑内地区の変化の一面と見られる。

●変則な宅地——中区の場合この宅地のなかには、接収土地が含まれている。接収については以後の各章でしばしば述べるようになるが、この面積は一定の面積ではなく、昭和四十年代においても面積の増減をくり返している。増は契約の更改による面積の追加や面積算定の誤りによるもの、減は接収の解除である。

接収は当然、一方的に行われ、土地所有権者の使用収益は不可能となつた。そのうえ、一方的に決められた金額で「補償」された。

昭和二十六年九月、日米安全保障条約が締結されたのちは、土地（建物も同じ）は国と土地所有権者との間において私法上の契約貸借契約の形をとり、相応分の借地（家）料が支払われることとなつた。

●契約更新——三十年十月の区内中島家（柏葉）の契約書の場合には、その前文に「日本国ニ駐留スルアメリカ合衆国軍隊（以下駐留軍トイウ）ノ用ニ供スル目的ヲモツテ」と明記して二九カ条

表：1 地目別土地一覽

地目		年度					
		45	46	47	48	49	50
田	畑	2,975	992	992	402	402	0
	地	79,339	77,356	72,397	64,388	55,651	23,292
宅	山林	9,184,795	9,262,960	9,262,957	9,266,563	9,269,603	9,414,966
	原野	318,349	315,373	300,497	287,373	290,880	306,065
雑	種地	1,983	1,983	1,983	36	36	36
	計	97,191	495,870	82,314	89,562	90,019	109,930
計		9,684,632	10,154,534	9,721,140	9,708,324	8,706,591	9,854,289

表：2 宅地の用途地区別

(昭和54年～58年)

地区別		54年度	55	56	57	58
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
商業地区	繁華街	—	—	—	—	—
	高度商業地区	645,726	644,484	636,708	627,946	628,325
	普通商業地区	816,289	815,039	812,932	846,171	845,729
	計	1,462,015	1,459,523	1,449,640	1,474,117	1,474,054
住宅地区	併用住宅地区	171,452	171,702	169,280	315,258	316,056
	高級住宅地区	393,527	391,351	392,977	389,927	392,898
	普通住宅地区	3,411,018	3,396,958	3,370,126	3,180,365	3,185,730
	計	3,975,997	3,960,011	3,932,383	3,885,550	3,894,684
工業地区	大工場地区	3,540,010	3,537,544	3,530,733	3,711,585	3,711,683
	中小工場地区	363,808	364,855	368,310	356,608	356,608
	家内工業地区	—	—	—	—	—
	計	3,903,818	3,902,399	3,899,043	4,068,193	4,068,291
特殊地区		538	538	538	—	—
合計		9,342,368	9,322,471	9,281,604	9,427,860	9,437,029

* 村落地区は中区にはないので記載省略

(横浜市“固定資産概要調査”より作成)

からなる明細なものであった。このなかで契約期間は一カ年とされ「ただし書」には「更新」することができるとされていたが、本牧地区の一・二号接收地は結局更新に更新を重ね、昭和五十七年三月、ようやくその更新を止めた。すなわち接收の解除であった。この間、実に三十六カ年を経っていた。

だが、根岸地区にあつては米軍の根岸住宅地区としていまなお、年毎に契約の更新がくり返し行われ、いつになったら更新が止むのか、依然としてきわめて変則的に、接收という土地利用が根岸地区の一角につづいているのである。(第九章根岸地区参照) 接收は過去のもではなく、昭和五十九年の現在に到つても、いまだ終っていない。

第二節●中区の都市計画

●さきがけ——開港場横浜は、前に述べたように、海を埋立てた土地の上に道路、排水、土地の嵩上げ、井戸の掘削などの工事を、一定の区画をきめて町割りを行い、市街地化を進めていった。明治に入つてわが国はじめての近代水道・下水道・瓦斯、そして電気が次々に登場して、よくやく近代化の曙を見たものの、官や、貿易のための施設建設のみが先行し、居住者の増加にもかかわらず、都市としての本格的整備は、大正をまたなければならなかった。

明治二十二年四月横浜市が誕生、同三十四年以降、市域が拡張して行くのに伴い、都市としての基礎固めが必要となつてきた。

大正七年(一九一八)九月東京市区改正条例が横浜・神戸・名古屋などの大都市に準用されることになり、翌八年都市計画法及び市街地建築物法が公布。九年から施行されたことによつて、横浜市も本格的な都市計画による都市としての整備が行われることになった。

●大正——大正十一年四月、都市計画の区域は市域一万六、六二〇ヘクタールと決定され現在の中区が対象となり、さらにその年の八月、七八・五ヘクタールが防火区域に決定されたが、その防火区域は山下町が対象となつた。震災後の十三年三月には都市計画街路の新設・改修。その年の七月には土地区画整理事業の決定、十四年一月には山下・野毛山の各公園が事業決定され、翌八月には用途地域の指定など、次々と都市整備の一連の施策がはじまつた。これらは市街地である関内を中心とするものであつた。

●昭和——昭和三年四月道路の大幅追加、用途地域の大きな変更が行われて以来、次々に整備が行われていった。横浜は二十年五月戦災、そして終戦となり接收されたが、政府機関に戦災復興院が設置され、さらに二十一年九月十日特別都市計画法が公布、二十二年には戦災復興都市改造事業が開始され沿革編で述べたように事業が行われた。二十五年十月二十一日、特別法として横浜国際港都建設法が公布された。以来横浜は国際港湾都市として都市

整備が行われてゆくことになった。

その後、都市計画事業は、建築基準法の改正によって用途地域の変更(昭和二十五年十一月)、消防水利の決定(二十七年一月)、下水排水区域の決定(二十七年四月)などと相次いだ。

三十二年、国際港都建設総合基幹計画が決定され、さらに「地域・地区」「都市施設」の各分野の工事が着手されていった。例えば下水排水区域の全市拡張決定(三十三年三月三日)、高速度路横浜羽田線の決定(三十九年六月)、四十年代に入って六大事業が発表され、都市整備に拍車がかけられた。

四十三年六月十五日都市計画法(新法)が公布。以来高速鉄道(地下鉄一号線)が四十三年七月十一日決定するなど、新機軸が打ち出されていった。中区にはこの地下鉄の主要駅(関内駅)が置かれた。さらに、四十八年九月、計画決定されていた根岸森林公園が五十二年十月に、大通公園が五十三年九月にそれぞれオープンするなど、都市としての新しい顔が誕生していった。

昭和四、五十年代次々と施設が充実してゆくなかで、昭和五十六年十二月、横浜市は「よこはま21世紀プラン(横浜市総合計画・基本計画)」で昭和五十六年から向う五カ年間の実施計画を策定・発表した。これには横浜の未来に大きな期待が込められているものである。

以上、横浜での都市整備の経緯の概要を述べてきたが、まさに都市の発展の足跡といえる。中区の場合、都心部として常にこう

した都市計画の事業実施によって整備されてきたのは、幸と言わざるを得ない。

●都市計画法の概要——都市計画法の概要は表3に示したが、大きく分けて、1、区域区分、2、地域・地区、3、都市施設、4、市街地開発事業の四種類に分類できる。以下はやや煩わしいが、中区に適用された分について述べることにした。数値については表4に示した。

1 区域区分——区域区分は無秩序な市街地の開発を防止して、都市の健全な発展のために市域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、いわゆる「線引き」といわれるものであるが、中区の場合、全域一、八四五ヘクターが市街化区域に指定されている。

2 地域・地区——地域・地区は前の区域区分とともに土地利用計画の基本となるものである。ただし、この「地域」については、前に土地利用状況の項で商業・住宅・工業の各地区に分けて述べたが、実質上に異なることはない。

(1) 用途地域

地域というのは、用途地域と称されるもので、住居・商業・工業の各地域に分けて雑多な建築物が混在することを防ぎ、住居環境の保護、商・工業の機能維持、増進を図ることを目的としている。用途地域はさらに八つに細分されている。

ア 第一種住居専用地域……低層住宅地として良い環境を保

護して、住宅の密集化を抑制するもので指定は山手町がメインで、その周辺の本牧、根岸、各地区の一部が該当している。区内の約四分の一、用途地域全体の二四・三パーセントに当たっている。

イ 第二種住居専用地域……………中・高層の共同住宅を建てられる地域で、根岸の滝ノ上、旭台、山手町の一部（雙葉学園付近）、妙香寺台などの町に指定されている。

ウ 住居地域……………住居的な施設が中心となる地域で、公害のない一定規模の工場を建てられる地域で、本牧元町、山元町、小港、北方、千代崎、柏葉、打越などの各町に指定されている。

エ 近隣商店街……………まわりの住居環境を守りながら、住民にたいして日用品など供給する商業地域（商店街）で、元町、石川町、それに麦田町、大和町、本牧町の一部、本牧三之谷山元町などで、これらは商店街を形成、工場や劇場、キャパレーなどは建てられない。

オ 商業地域……………銀行・事務所・デパート・劇場・料理店など、商業や業務施設が集まる地域で、伊勢佐木町、野毛町、関内各町など、関内・関外の全部がこれにあたる。それに横浜港や本牧ふ頭もこの地域に指定されている。面積五七三ヘクタール、区内の面積の三三・三パーセント。全市の面積でも実に四二・三パーセントを中区で占めている。ここにも中区の

計 画

<p>3. 都市施設</p> <p>〔供給施設又は処理施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>水道 <input type="checkbox"/>電気供給施設 <input type="checkbox"/>ガス供給施設 <input checked="" type="checkbox"/>下水道 <input checked="" type="checkbox"/>汚物処理場 <input checked="" type="checkbox"/>ごみ焼却場 地域冷暖施設 ごみ運搬用管路 <p>〔水路〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ■<input type="checkbox"/>河川 ■<input type="checkbox"/>運河・その他 <p>〔教育文化施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>学校 <input type="checkbox"/>図書館 <input type="checkbox"/>研究施設・その他 <p>〔医療施設又は社会福祉施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ■病院 <input type="checkbox"/>保育所・その他 <p>〔その他の施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>市場 <input type="checkbox"/>と畜場 <input checked="" type="checkbox"/>火葬場 ■一団地の住宅施設 <input type="checkbox"/>一団地の官公庁施設 <input type="checkbox"/>流通業務団地 <input type="checkbox"/>電気通信施設 防風、防水、防雪、防砂、防潮の施設 ■防火の施設 	<p>4. 市街地開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■<input checked="" type="checkbox"/>土地区画整理事業 <input type="checkbox"/>新住宅市街地再開発事業 <input type="checkbox"/>工業団地造成事業 ■市街地再開発事業 	<p>促進区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>市街地再開発促進区域 <input type="checkbox"/>土地区画整理促進区域 一住宅街区整備促進区域 <p>地区計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>地区計画 <input type="checkbox"/>治道整備計画 <p>市街地開発事業等予定区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 一新住宅市街地開発事業の予定区域 <input type="checkbox"/>工業団地造成事業の予定区域 <input type="checkbox"/>新都市基盤整備事業の予定区域 <input type="checkbox"/>一団地の住宅施設の予定区域 <input type="checkbox"/>一団地の官公庁施設の予定区域 <input type="checkbox"/>流通業務団地の予定区域
--	--	---

(横浜市「横浜の都市計画より」転載)

特徴が見られる。

カ 準工業地域……：家内工業や、公害発生のおそれのない工場・倉庫、それに軽工業・流通施設の集まっている地域で、山手町のがけ下一帯を除いた新山下一丁目、新山下二丁目、新山下三丁目の各町と錦町の一部がこれに当たっている。

キ 工業地域……：主に工業の利便を増進するために決めた地域だが中区には該当がない。

ク 工業専用地域……：工業の施設だけの地域で、臨海部の大規模工場の集まっている地域がこれにあつている。錦町の大部分、かもめ町、豊浦町、千鳥町が指定されている。面積三五三ヘクタール。

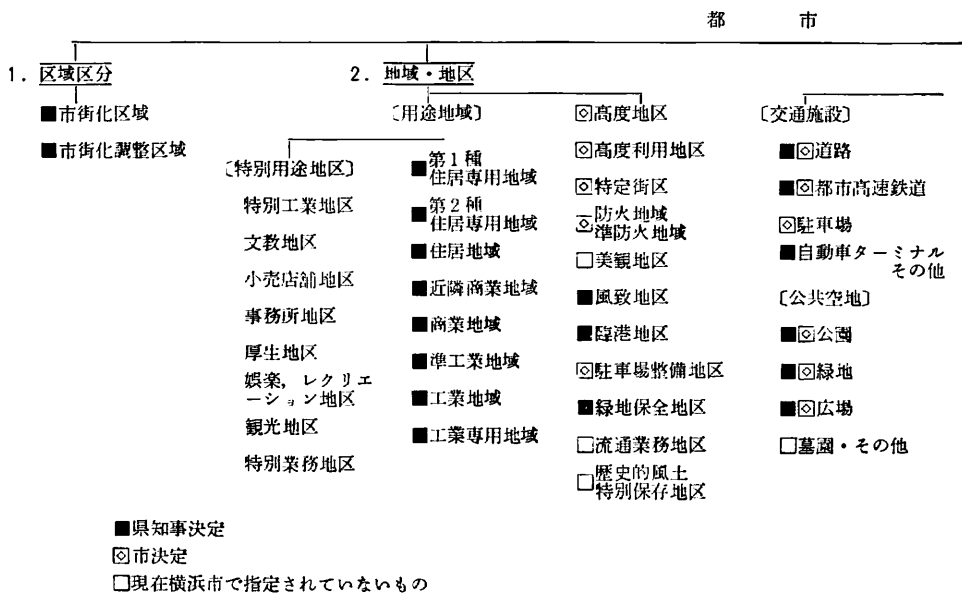
以上は、各用途地域別の概要だが、住居の地域が三七・三パーセント、商業の地域三六・六パーセント、工業地域二五・九パーセントとなつていて、現在の区内の土地利用の形態を知ることができる。

(2) 地区

これは目的別に一定地区を指定して土地利用の効果を上げることが図るものだが、市街地の重要な地区の環境を維持増進し、宅地の効率的利用の増進を図ることを目的としているものである。

ア 高度地区……：建築物の高さの最高限度、または最低限度が決められた地区で、最高限度は一〇五種、最低限度は一、二種と細分されている。区内では関内・関外が指定され、そ

表：3 都市計画法による都市計画一覧表



の面積は一、三八三ヘクタールにわたっている。

ウ 高度利用地区……市街地における土地の合理的で健全な高度利用と、都市機能の更新を図るための指定で、区内では〇・六五ヘクタール。野毛町三丁目が五十三年十一月に指定された。

エ 防火地域・準防火地域……防火地域は主に商業地や官公庁などの重要施設が集中、建築物が密集している地区など火災の危険の大きい区域に指定されるものである。しかし面的に指定困難な場合には、重要街路の沿線を帯状に指定、不燃化建築物の壁をつくるものである。準防火地域は、全体的に市街地建築物の防火機能を高め、大火災発生を防止するため、防火地域の周辺部に広く指定されている。

区内で二四一ヘクタール(区面積の一三・一パーセント)が防火地域、七三八・七ヘクタール(同、四〇パーセント)が準防火地域として指定されている。うち防火地域は全市の三五・七パーセントにあたっていて、ここにも中区の特徴がうかがえる。

この防火地域は前に述べたように、大正十一年八月一日区内に早くも決定された。当時は甲・乙の防火地区に分け、甲は七四ヘクタール、乙は四五ヘクタール、合計一九ヘクタールであり、区内の防火に関心がはらわれ施策がなされていたことを示すものであった。さらに大正十四年八月十一日、

区内に追加指定されて以来、しばしば修正が行われた。

オ 風致地区……緑の保護・育成・景観の保全を図るために指定されるもので、すでに昭和十六年五月三日、全市一〇地区二、八四七ヘクタールが決定された。緑の保全とともに、防空防護の目的を持ったもので、中区においては山手風致地区(二二五ヘクタール)本牧根岸風致地区(一七〇ヘクタール)が決定された。

四十八年(一九七三)十二月二十五日、制度改正によって山手(一〇五ヘクタール)本牧(六二ヘクタール)根岸(一一二ヘクタール)の風致地区がふたたび指定された。この山手風致地区は山手町をメインとして、妙香寺台のほかに周辺の八カ町の各一部。本牧風致地区は三溪園所在地の本牧三之谷を中心として周辺の三カ町。根岸風致地区は、根岸森林公園を中心とした周辺の一二カ町が含まれている。

カ 臨港地区……公共ふ頭や臨海工業地帯が一带となつて港湾機能を發揮させるために定められ、旅客や一般貨物を取扱う商港区、工業その他の工業用施設を設置する目的の工港区に分かれているが、市域の海岸線は中区をはじめ、神奈川、西、磯子、金沢の各区にわたり、それぞれの港区に指定されている。中区の場合は、山下公園を除いた海岸線全部で横浜港はもとより、本牧、根岸の各地区にわたっている。町でいえば海岸通、新港町、山下町、本牧ふ頭、錦町、かも

め町、豊浦町の各町である。

キ、駐車場整備地区……自動車増加によって路上駐車が交通の妨げとなるが、これを防止するための車の流入抑止と必要最少限度の駐車を許すための地区で、区内と区外の両地区と横浜駅周辺が指定された。中区内は二五〇ヘクタールである。

●3都市施設——都市計画法での都市施設は交通施設、公共空地など、都市の機能の維持に欠かすことのできない施設である。表5は中区内の都市施設で、法による指定・決定施設の一覧だが、以下順に概要を述べたい。

ア 道路(表5の①)

道路は、自動車専用道路と幹線道路、区画街路、特殊街路(地下街)それに駅前広場に分けることができる。自動車専用道路は区内延長一万二、八二〇メートルで昭和四十三年十二月に告示された横浜・羽田空港線(横羽線)。昭和五十二年八月に告示された高速湾岸線が主なもので、それぞれ工事が進められている。横羽線はいま、堀川の上を通るコンクリートの巨大な高架式の道路を建設中である。

一高速湾岸線は計画が五十二年八月追加されて現在鶴見区扇島地内から千鳥町まで、一万〇、五〇〇メートル、嵩上式、幅員二八メートルで、これは現在工事中であるが、そのハイライトは横浜港の入口を横切るベイブリッジである。現在ベ

イブリッジの基底部が工事中である。

これらの工事は都市交通の増加に対応し、自動車交通の効率的処理を図るためのもので、現在及び将来における重要な交通施設の建設である。

幹線道路は現在一六路線、全延長四万〇、一九〇メートルが計画され、完成したものは二万七、一四〇メートル、国道三五七号線、主要地方道本牧桜木町線が未完成、湾岸線、山下・長津田線、横浜駅・根岸線、桜木・東戸塚線がそれぞれ一部未完成である。

道路は全市的にこれまでしばしば計画決定され、必要に応じて延長され、幅員計画も度々変更されたが、本市において、道路計画が大幅に行われたのは、震災直後と終戦直後とで、いずれも復興のためであった。

大正十三年三月十一日、横浜都市計画街路二一路線の新設改修が決定されたが、区内の主なものはこの路線であった。(三号線)本町四丁目・真砂町・蒔田町・大岡町間、四、五二〇メートル、幅員二二から二五メートル。(四号線)大江橋南詰・尾上町・西ノ橋・北方町・本牧町原間、四、七一〇メートル、幅員二二から二五メートル等であった。

次いで昭和三年五月第三次市域拡張をうけて都市計画道路全市三二路線、補助路線五六が決定されたが、中区内の主な道路は山元町一丁目・根岸芝生台(現、根岸旭台)間(一一

号線)二万一、三九〇メートル、幅員一八〇メートル。本牧町原ノ根岸町ノ磯子区西根岸町間(三〇号線)、三、六八〇メートル、幅員二二メートルなどで、現在の道路は、ほぼこの時の決定と事業によるものであった。

さらに昭和二十一年八月、横浜戦災復興都市計画によって、広路六、一等級一六の路線等が計画決定されたが、このときは桜木町ノ麦田町ノ間門ノ根岸町間(本牧根岸線)八、六六〇メートル、幅員三〇メートル、山下町ノ新山下ノ小港町三丁目(山下町小港線)二、九五〇メートル、幅員三六メートルなどであった。このとき、桜木町駅前には広場が併設された。

これらは、ほんの一例だが、道路計画は現在でも次々と計画され、幅員、延長が変更されることもあって、その内容は網の目のよに複雑である。

特殊街路は地下街(道)のことで、昭和四十九年十二月に計画決定された。わずかに二六〇メートルだが、区内に始めてのもので、表に示すように二線、尾上町一丁目から伊勢佐木町一丁目の伊勢佐木通線(マリナードのことで昭和五十一年十月工事完成後オープンした)、それにこの線と関内駅をつなぐ港町三・四丁目間の港町通線である。この二線には出入口二カ所がある。幅員は六〇三メートルである。

イ 高速鉄道(地下鉄)(表5の(1))

これは四十四年五月、国際港都建設計画高速鉄道一号線、二号線として告示された。高速鉄道というのは地下鉄のことです。本市始まって以来の交通機関であった。地下鉄についてはこの編第三章関外地区でふれるが、工事にあたっては特に大岡川の川底のさらに下を通すのは当時、東洋一の難工事といわれたように、地下鉄は苦難のうちに完成されたものであった。全延長一万二、六九六メートル。

ウ 公園(表5の(2))

現在の公園は表のように、特殊公園の山下公園ほか三二園、六二・九六ヘクタール、人口一人当り五・二一平方メートル(全市一人当り一・九九平方メートル)である。このうち児童公園は昭和二十七年から三十一年にかけて次々と誕生した。標準面積〇・二五ヘクタール、どの家からも二五〇メートル以内の身近な公園というのが理想であった。区内には二二公園が建設されている。

各公園の変遷については第二章以下所在する地区の章で述べるが、ここでは二点ほどあげておきたい。その一つは昭和十六年、本牧公園の建設が告示されたが、このときの建設の理由は「防空防護」であり、現在の「市民の慰楽の用に供する」という理由とはまったく違うこと。

さらに、三十二年十二月、既設の公園八聖殿の廃止は「本公園の一部が既に連合軍の管理下で他の施設に利用されてい

る」ということが理由であったことで、これらのことから、本来市民のための公園の存廃もまた時代に左右されたと見える。

エ 広場(表5の(2))

開港資料館の隣に開港広場が昭和五十七年十二月にオープンした。五十六年十二月二十五日計画決定されたもので、日米和親条約締結の記念碑を中心に、噴水、照明、ベンチ、彫刻が配置されている。ミナト横浜を象徴するかのようである。

オ 下水道(表5の(3))

「道路が都市の動脈だとすれば、下水道は都市の静脈だといえます」(横浜市『横浜の都市計画』 昭五十二・三)といわれる下水道は、横浜市特別計画として、昭和二十七年四月十四日、関内、関外、山手、根岸、本牧それに西戸部(西区)南吉田(南区)の各一部にわたる総面積一、六九七・七一ヘクタールの処理区域が告示された。これは全市域を北部、中部、南部に大別したなかで、中区は中部地区であった。総面積のなかにはすでに完成している一一七・五ヘクタールが含まれている。

中区内の下水道の場合表のようになっていたが、現在一部は工事中であり、またこの下水処理場はこの地区では千代崎川河口の錦町に、南部は磯子区の掘割川河口にそれぞれ設置

されて稼働中である。この処理場は雨水と汚水を同一の管渠で流下させる合流式としている。汚水量は一人一日平均二〇〇リットルを予想している。

なお表以外他区においては処理区域が拡大されている、例へば、鶴見区矢向、潮田、平安など北部地区がそれで吐口、ポンプ場などが決っているが、中区以外なので詳述はさける。

また、三十五年八月二十九日には本牧汚物処理場(小港埋立地先)と根岸汚物処理場とが告示されたが、五十六年十月十五日下水道施設の既定計画の見直しが行われ、中部処理区も幹線や貯留管増強がはかられ、この結果現在の中部下水処理場も面積六・八ヘクタールに増加、処理能力は晴天時最大一日九万六三〇〇立方メートルとされた。

カ 河川

都市計画上の運河として中区においては、大正十三年十二月二十九日帷子川(保土ヶ谷区)と共に大岡川が告示されている。延長二、六二九メートル、南吉田南七ツ目地から中村川を経て北仲通六丁目間、幅員は二七メートルないし六九メートル(河口部)で、水深マイナス二メートルとしている。

河川については、大正十五年三月六日、滝ノ川(神奈川区)とともに千代崎川が改修事業の対象としてあげられてい

る。根岸町柏葉（現、柏葉町）から北方町小湊（現、小港町）まで延長二、四五四メートル、幅員三メートルないし一四・六メートル（河口部）で、その理由は、川の屈曲がはなはだしく、その上河底が浅く、出水のときはいつも氾濫して被害も多い。そのため幅員を拡げ、屈曲を直し、護岸を整備して被害を少なくしようというものであった。

いまこの千代崎川は河口部以外すべて暗渠で一見して川と見られないが、大岡川、中村川・堀川とともに中区内においてはレッキとした河川である。

都市施設としての運河や河川は、近頃、その機能に変化が見られるが、いまなお川は、産業の川であり、市民に情緒をもたらす存在でもある。以下、関連の地区で、川の麥遷の一部を述べることになる。

キ 卸売市場

卸売市場は昭和六年二月、現、神奈川区山内町に中央卸売市場本場として開業、魚類や蔬菜果実を取扱うため、寿町四丁目に分場が設置された。面積は本場一万五、五〇〇坪、分場は一、四〇〇坪であった。この分場は、昭和四十五年十一月十四日に廃止された。

ク 防火水利

防火水利は、昭和十三年八月二〇日、全市で四五カ所、うち中区分は二二カ所（現在の中区の区域で一〇カ所）の設置

が告示された。防火水利というのは一〇〇立方メートルの容量をもつ貯水槽で、都市において最大の脅威は火災であるという考えのもとに設置されたものである。特に昭和十三年頃は「天災又ハ空襲ニ際シテハ断水ヲ予想セザルベカラズ」と告示理由にもあるように防空防護を目的として設置されている。

戦後は二十七年一月三十日、初期消火用として水利施設が告示された。

●指定、決定以外の都市施設——これまで述べた都市施設は都市計画法上、市が指定または決定した都市施設だが、そうでないものも当然その重要度合になんらの差はなく、その種類は多い。それは市民生活に欠かすことのできない水道、下水道、電気、ガスというような供給施設、学校、病院などの教育、文化、医療、福祉などの諸施設だが、ここでは割愛し、別の機会にゆずることとした。

●4市街地開発事業——市街地開発事業というのは、市街を平面的、総合的に整備することで、土地区画整理、市街地再開発などである。これに類する事業の先駆的実施は、開港とともに始まったが、本格的な市街地の開発は関東大震災後の法律にもとずいて、土地区画整理の方法で実施された。

(1) 土地区画整理事業

大正十三年七月四日、震災復興にともなう土地区画整理事業が

計画決定された。面積八万八千坪（二七三・七ヘクタール）で現在の中区、西区、南区に及ぶ広大な地域であった。この地域を一三の地区と山下町地区とに分けた。現在の中区の区域ではおおよむね次のように区分された。

第四地区 花咲、福島、野毛、宮川の各町と日ノ出町の約半分。

第五地区 黄金、三春、初音、英、霞、南太田町字前里耕地、日ノ出町の半分。

第八地区 住吉、常盤、尾上、港、相生各町の五ないし六丁目で区内の一部。

第九地区 長者（五ノ九丁目）、蓬萊、雲井、足曳、久方、賑、若葉、福富、松ケ枝、若竹、梅ケ枝、末吉各町の各一部。

第一〇地区 雲井、足曳、久方、賑、若葉、末吉、駿河、長島、吉岡の各町と南吉田町字南四ツ目、同北五ツ目の各一部。

第二地区 根岸町、北方町、千代崎町、上野町、本牧町の各一部で、現在の立野、西之谷、上野、麦田、千代崎町、本郷町に当たっている。

第三地区 区内の残り部分で、第八地区につづく住吉町の一ノ三丁目、港、真砂、尾上、常盤、元浜各町の一ノ四丁目、北仲通と南仲通の一ノ五丁目、相生、太田、弁天通各町一ノ六丁目、それに海岸通二ノ五丁目、境町の

一、二丁目、その他であった。

ほかに一ノ三、六、七の地区は現在の西区の戸部・平沼方面、十一地区は現在の南区の蒔田方面であった。

こうした地区の区画整理事業の施行者は、四、五、一三の地区は国、他は山下町地区を含めて市が施行した。面積七万二、一〇三・四四坪（二五五・二ヘクタール）、減歩率は平均一七・一パーセント、公共道路が整備、拡張され、いずれの土地も、その一方が道路に面するように整備された。このため土地の形状は大きく変化した。この整理の際、一万二、四八六棟（山下町を除く）の建物が一時移転、改修されている。そのときの結果については、次の章以下で述べることになる。（第二章区内地区、第七章北方地区参照）

戦後の二十七年四月十日、伊勢佐木町の周辺と埋地地区にたいして横浜特別都市計画関外土地区画整理が都市計画決定となった。該当の地区は戦災をうけ接収ののち解除された土地であった。境界も不明確となった土地の上に秩序なく建築された建物があった。地区の発展の妨げとなり、是非とも整備が必要であった。面積は一九万二、六八九坪（六三・六九ヘクタール）であった。

その範囲を示せば、伊勢佐木町一、二丁目、福富町西通、福富町仲通、福富町西通、羽衣町一、二丁目、蓬萊町一、二丁目、万代町、不老町、翁町の各一ノ三丁目、扇町、寿町、松影町の各一ノ四丁目、それに末広町、山吹町、富士見町、山田町、千歳町三

表：4 中区区域区分地域地区一覧

(昭58. 4. 1現在)

1 区域区分

○市街化区域及び市街化調整区域

区域別	面積 ha	対区面積割合%	対市区域別割合%
市街化区域	1,845	100	5.8
市街化調整区域	—	—	—

2 地域地区

(1) 用途地域

種 別	1種住専	2種住専	住 居	近隣商業	商 業	準工業	工 業	工業専用	合 計
面 積 ha	421	73	152	66	573	84	13	353	1,735
対区用途別割合%	24.3	4.2	8.8	3.8	33.0	4.8	0.8	20.3	100
対市同種用途割合%	3.0	1.7	2.4	5.4	40.7	5.6	0.8	19.4	5.4

(2) 高度地区

種 別	最高限ha	最低限ha
1 種	421	7
2 種	73	14
3 種	152	
4 種	150	
5 種	586	

(3) 高度利用地区

0.65ha

(4) 防火地域及び準防火地域

地域別	面積 ha	対区地域別割合%	対市地域別割合%
防火地域	241.0	13.1	32.2
準防火地域	738.7	40.0	6.7

(6) 臨港地区

区 別	面積ha
商 港 区	334.5
工業港区	332.6

(7) 駐車場整備地区

250ea

(注) 中区には特定街区や緑地保全地区は指定されていない。

(5) 風致地区

地 区	種 別	面積 ha	風致率%
山 手	3 種	76	13.4
	4 種	29	
根 岸	3種・4種	80	
本 牧	3 種	48	
	4 種	14	
計		247	

$$\text{風致率} = \frac{\text{風致面積}}{\text{区面積}}$$

表：5 都市計画上指定・決定都市施設

(1) 交通施設

ア, 道路

路線名	幅員	延 長			
		市街化区域内		計	完成・概成区間
		調整区域内			
自動車専用道路					
高速湾岸線	28 ^m	5,010 ^m	490 ^m	5,500 ^m	0 ^m
横浜羽田空港線	18	5,670		5,670	2,250
中央線	18	1,650		1,650	0
計	—	12,820	490	12,820	2,250
幹線街路					
湾岸線	30~50	2,430		2,430	1,460
国道357号線	18~50	7,140	490	7,630	0
本牧線	36	880		880	0
本町線	22~27	1,970		1,970	1,970
高島本牧線	13~27	4,540		4,540	4,540
山下長津田線	18~55	3,140		3,140	2,160
横浜駅根岸線	11~25	4,630		4,630	3,080
横浜鎌倉線	25	2,100		2,100	2,100
大栈橋浦舟線	25	1,680		1,680	1,680
山下本牧磯子線	24~25	6,270		6,270	6,270

藤棚伊勢佐木線	25	270		270	270
桜木東戸塚線	25	1,590		1,590	1,350
港町線	15	720		720	720
山元線	11	820		820	820
北方線	11	720		720	720
栄本町線	40	800		800	0
計	—	39,700	490	40,190	27,140

区画街路					
区画街路1号線	6.5	170		170	0

特殊街路					
伊勢佐木通線	6~30	130		130	130
港町通線		130		130	130
計		260		260	260

駅前広場					
桜木町駅	①	4,700 ^{m²}	②	12,200 ^{m²}	

1 都市高速鉄道

概	要
①市営地下鉄1号線	起点 戸塚区戸塚町字一の区 終点 中区尾上町2丁目 延長約 12,440m 駅間距離 820m 680m
②市営地下鉄3号線	起点 西区北幸一丁目 終点 中区山手町 延長約5,000m 駅間距離 690m 900m 680m
	山下町 ~ 県庁前 ~ 関内 ~ 桜木町

(2) 公共空地

ア 公園

公園名	位置	面積
特殊公園 (6)		ha
山上	山下町	7.3 (7.4)
港のみえる丘	山手町	1.8 (4.5)
本牧臨海	本牧元町外	19.7 (20.5)
総合公園 (2)		ha
横浜	横浜公園	6.4 (6.4)
根岸森林	根岸台	16.5 (14.2)

地区公園 (1)		ha
大通り	蓬来町~南区高根町 (全体面積3.6)	2.8 (2.8)
計		54.5
近隣公園		ha
山手	山手町	2.3 (2.5)
本牧	本牧町3丁目外	1.7 (1.6)
柏葉	柏葉	0.9 (0.8)
計		4.9
児童公園 (2)		ha
福富町西	福富町西通	0.23
日ノ出川	万代町3丁目	0.46
山吹	山吹町	0.27
扇町	扇町1丁目	0.33
寿	寿町3丁目	0.08
松影	松影町2丁目	0.14
千歳	山田町	0.23
牛坂下	石川町3丁目	0.10
本牧四丁目	本牧町4丁目	0.04
本牧元町	本牧元町	0.14
多聞院前	〃	0.07

三之谷北	本牧三之谷	0.11
三之谷	〃	0.05
本牧元町南	本牧元町	0.02
三之谷南	本牧三之谷	0.02
本牧元町東	本牧元町	0.18
仲尾台	仲尾台	0.11
七曲	根岸町2丁目	0.10
不動上	〃 3丁目	0.34
山下町	山下町	0.11
ワシン坂下	山手町	0.12
石川駅前	吉浜町	0.31
計		3.56
合計	32計	62.96

人口1人当り 5.21㎡

イ 広場

名称	位置	面積
開港広場	日本大通	0.16ha

(3) 供給施設又は処理施設

名称	概要	
下水道	処1	処 6.3ha 中部下水処理場錦町処理能力 晴天時最大 96,300㎥/日

(以上、横浜市“都市計画概要”より作成)

吉町の全部、さらに吉田町、長者町一ノ四丁目、南区永楽町、同万世町の各一部であった。

この整理地区は、本来戦災復興事業の対象であったが、接收によって着手が大幅に遅れていたものでもあった。

また昭和三十九年三月、横浜国際港都建設事業土地区画整理事業が決定された。戦災を受けた中区の一部で、本来、本牧和田、本牧町三丁目などもその対象となる筈だったが、接收地のために除外、結局は本牧町四丁目、本牧元町、本牧三之谷と石川町三、四、五丁目の各一部が決定された。

昭和五十三年五月、接收地の本牧和田、本牧町三丁目などは新本牧地区土地区画整理事業として計画決定された。その範囲は小港町二丁目、三丁目、本牧三丁目、四丁目、本牧三ノ谷、本牧満坂、本牧荒井、間門町一丁目、二丁目の各一部、本牧十二天、本牧町三丁目の全部に亘り宅地六万五、〇五四・九二平方メートル。道路二〇万七、〇〇五・五八平方メートルが予定されている。

(2) 市街地再開発

昭和五十三年十一月七日計画決定された。野毛町三丁目第一種市街地開発事業といわれて、〇・七ヘクタールの土地に、鉄筋地上九階建の建物（「ちえるる野毛」）が建設され、横浜信用金庫ほかテナントとして入った。これは今までなかった野毛地区の開発であった。

中区はこれまで見てきたように都市計画事業の実施により都心

部としての発展、充実を経てきたがいまなお、将来にむかつて都市づくりが進められている。

第三節・区域の変遷

●市制施行まで——横浜開港後の町政については、沿革編で述べさらに第二章でもふれるが、横浜の町政はその区域、区画が制度上しばしば変更された。

明治元年六月総年寄・名主制によって総年寄には刃部清兵衛、名主には小野兵助が選ばれ町政をつかさどった。八月には名主が五人に増員されたが、町政の範囲は表6のように、横浜五カ町に二〇カ町を加えて二五カ町であった。このときの町名は洲千町・弁財天町・人船町など旧町名であるが、現在の山下町を除く関内地区であった。

四年五月、戸籍法が公布されると、市民の戸籍を調査するため区制がしかれた。表7のように市内を六区に分けた。範囲を大きくひろげて長者町、太田村の一部（現、日ノ出町）鞍止坂（現、くらやみ坂、西区）から石崎（現、西区）の一部を、さらに北方村までに及んだ。各区には名主が置かれ、十二月総年寄は市長、名主は副市長と改称された（翌明治六年五月廃止）

六年五月、この制度は改められて、県下を二〇区とした。このとき横浜は第一区となった。区には七つの組が置かれた。区番組

制といわれるもので表8のとおりだが、その範囲はさらに拡大され、本牧本郷村・根岸村から平沼新田、尾張屋新田（現、西区）に及んだ。

しかしこれもわずか一年で廃止され、七年四月大小区制が施行された。現在の中区は西区の一部を加えて第一大区となった。大区の下には表9のように五つの小区が設けられた。大区には区長小区には戸長・副戸長が任命された。また小区毎に会所がおかれた。会所は本町、高島町、戸部、吉田町、元町の各町であった。

そして、大区は、

「この時期になると、単に上からの命令だけでは行政は機能しなくなつてきており、また自由民権運動が開始したこともあり、地方民会の設置の動きが全国的に発生しはじめる」（『横浜市会史・第一巻』）という状況のなかから、横浜市議会の前身といふべき区会が開設されることになった。

区会では区入費の徴収、水道、瓦斯燈、学校の建設とその管理、病院の管理、さらには道路の建設補修、橋梁の架設などについて審議が行われた。区会は四二人（明治九年六月二十七日現在）（前掲書）で構成された。

次いで明治十一年七月二十二日、郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則が公布されて、地方制度が確立してゆくが、大小区制は廃止され横浜区が成立、横浜区役所が設置され、八六カ町を管轄した。八六カ町は別表10のように十一の地区に分割され戸長役

場が置かれた。戸長は戸籍・徴税に関する事務などを取扱った。

しかし十七年六月、十一の地区の戸長役場は整理統合されて別表11のように四カ所に再編成された。戸長役場は本町、浪花町、宮川町、元町にそれぞれ置かれた。

戸長は、戸籍、徴税などの事務を行い、国の行政の末端をになつた。この制度は明治二十二年の市制施行までつづくことになった。

表6 総年寄・名主制（明治元年六月）

横浜五カ町（本町・南仲通・北仲通・弁天通・海辺通）
 堺町 洲千町 弁財天町 太田町 末広町 入船町 駒形町
 相生町 高砂町 小松町 小船町 住吉町 新浜町 若松町
 常盤町 真砂町 緑町 尾上町 港町 羽衣町
 （総年寄 荻部清兵衛、名主 小野兵助）

表7 戸籍法公布にともなう区制（明治四年五月）

(1) 第一区
 西ハ堀割川ヨリ車橋迄、南ハ新道ヨリ競馬場迄、東北ハ海岸通ヨリ北方村迄

(2) 第二区
 東ハ堀割川ヲ限り、北ハ海岸通ヨリ日本波止場迄、西ハ大岡川端迄

(3) 第三区

東ハ町会所前横通り限り、関内市中之弁天橋官舎共

(4) 第四区

吉田橋仮橋一丁目、波止場四カ所川端エ留

(5) 第五区

東ハ長者町通ヨリ車橋迄、西ハ吉田新田ヨリ太田村不動下

ヲ限り、長者橋、北ハ吉田町通野毛橋迄

(6) 第六区

東ハ野毛一田、太田陣屋ヲ限り野毛山官舎鉄道橋迄、西北

ハ鞍止坂ヨリ石崎迄

表8 区番組制(明治六年五月)

神奈川県下 武蔵国久良岐郡

第一区

一番組

海岸通 元浜町 小宝町 北仲通 本町 南仲通 弁天通

境町 太田町 相生町 高砂町 住吉町 常盤町 尾上町

真砂町 湊町 羽衣町 姿見町 桜木町一丁目ヨリ三丁目

迄

二番組

野毛町 戸部町 宮崎町 伊勢町 平沼新田 尾張屋新田

三番組

桜木町四丁目ヨリ七丁目迄、福島町 高島町 内田町

四番組

太田町

五番組

吉田町

六番組

元町 仲村

七番組

北方村 本牧本郷村 根岸村

表9 大小区制(明治七年四月)

第一大区

一小区 (会所所在地 本町)

海岸通 元浜町 小宝町 北仲通 本町 南仲通 弁天通

境町 太田町 相生町 高砂町 住吉町 常盤町 尾上町

真砂町 港町 桜木町 旭町通

二小区 (会所所在地 高島町)

桜木町 福島町 高島町 内田町

三小区 (会所所在地 戸部町)

野毛町 戸部町 宮崎町 平沼町 岡野町 芝生町

四小区 (会所所在地 吉田町)

羽衣町 姿見町 梅ヶ枝町 若竹町 松ヶ枝町 吉田町 太

田村

五小区 (会所所在地 元町)

元町 中村 北方町 本牧本郷村 根岸村

(＊ 第二大区以下省略)

表10 横浜区における連合戸長役場区域(明治十一年七月)

(1) 高島町外七カ町

高島町 桜木町 内田町 福長町 長住町 緑町 橋町
裏高島町

(2) 本町外一三カ町

本町 南仲通 北仲通 海岸通 弁天通 元浜町 境町
太田町 相生町 住吉町 常盤町 尾上町 真砂町 湊町

(3) 花咲町外六カ町

花咲町 野毛町 月岡町 老松町 宮川町 福島町 宮崎町

(4) 伊勢町外四カ町

伊勢町 戸部町 平沼町 仲町 材木町

(5) 日ノ出町外六カ町

日ノ出町 初音町 黄金町 三春町 英町 霞町 清水町

(6) 吉田町外十一カ所

吉田町 柳町 福富町 伊勢佐木町 姿見町 羽衣町
蓬菜町 浪花町 若竹町 松ヶ枝町 梅ヶ枝町 長者町

(7) 若葉町外一三カ町

若葉町 末吉町 賑町 久方町 雲井町 長島町 吉岡町
駿河町 山田町 山吹町 富士見町 足曳町 千歳町 三吉町

(明治十五年以後には永楽町と真金町を加える)

(8) 萬代町外六カ町

萬代町 不老町 翁町 寿町 松影町 吉浜町 扇町
(9) 石川町外一カ所
石川町 石川仲町

(10) 山元町

山元町

(11) 元町外三カ町

元町 諏訪町 上野町 千代崎町

表11 連合戸長役場の整理統合(明治十七年六月)

○ 戸長役場位置 本町 一四カ町

本町 海岸通 元浜町 北仲通 南仲通 弁天通 境町
太田町 相生町 住吉町 常盤町 尾上町 真砂町 港町

○ 戸長役場位置 浪花町 三五カ町

浪花町 吉田町 柳町 福富町 伊勢佐木町 姿見町 羽衣町
蓬菜町 梅ヶ枝町 若竹町 松ヶ枝町 長者町 若葉町
末吉町 賑町 久方町 雲井町 長島町 吉岡町 駿

河町 山田町 山吹町 富士見町 足曳町 千歳町 三吉町
 永楽町 真金町 萬代町 不老町 翁町 寿町 松影町
 吉浜町 扇町

○ 戸長役場位置 宮川町 二七カ町

宮川町 花咲町 野毛町 宮崎町 老松町 月岡町 福島町
 日ノ出町 初音町 黄金町 三春町 英町 霞町 清水町
 伊勢町 戸部町 平沼町 材木町 仲町 高島町 桜
 木町 緑町 楠町 福長町 内田町 裏高島町 長住町

○ 戸長役場位置 元町 七カ町

元町 山元町 諏訪町 上野町 千代崎町 石川町 石川
 仲町

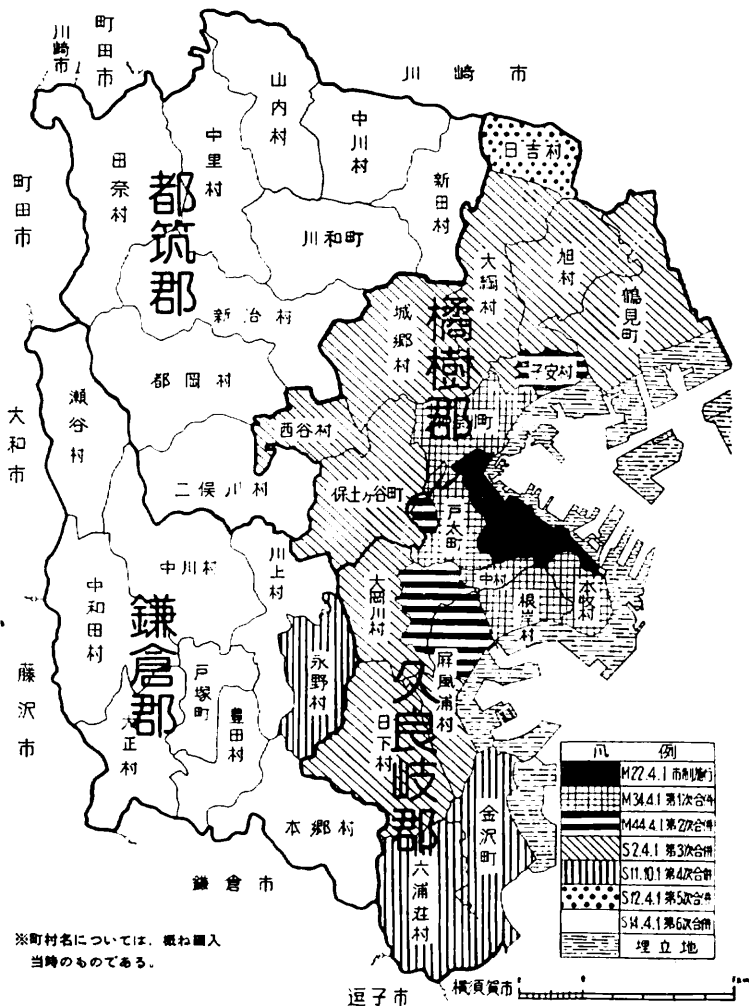
●市制施行後——明治二十二年四月一日、市制がしかれて横浜市が誕生した。市域は港に近い町一三カ町であった。うち一三三カ町が現在の中区の区域にあたり、五カ町だけが現在の西区にあっていた。その町名は表12のとおりで、このなかには山手と山下の外国人居留地もふくむものであった。

こうした市域の上に、明治三十四年四月一日を第一次として久良岐郡、橋樹郡の各一部を合併したのにはじまり、昭和十四年四月一日の第六次にいたるまで、六回にわたって市域の拡張が行われた。特に昭和十年代の拡張は市勢そのものの充実を意味していた。

この第一次合併によって、久良岐郡の戸太町（現、西区内）、

(横浜市“横浜の町名”より)

市域拡張沿革図

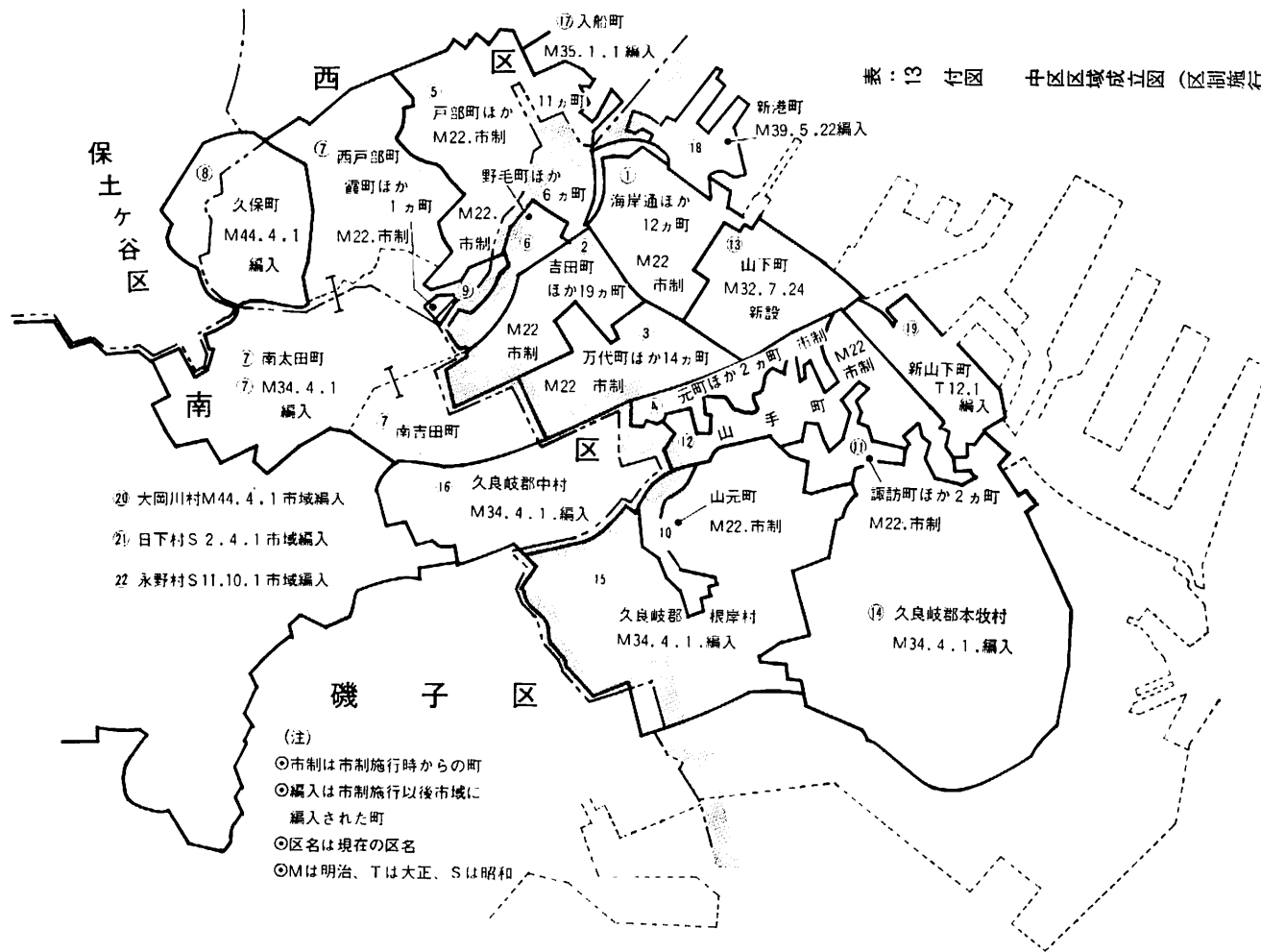


※町村名については、概ね編入当時のものである。

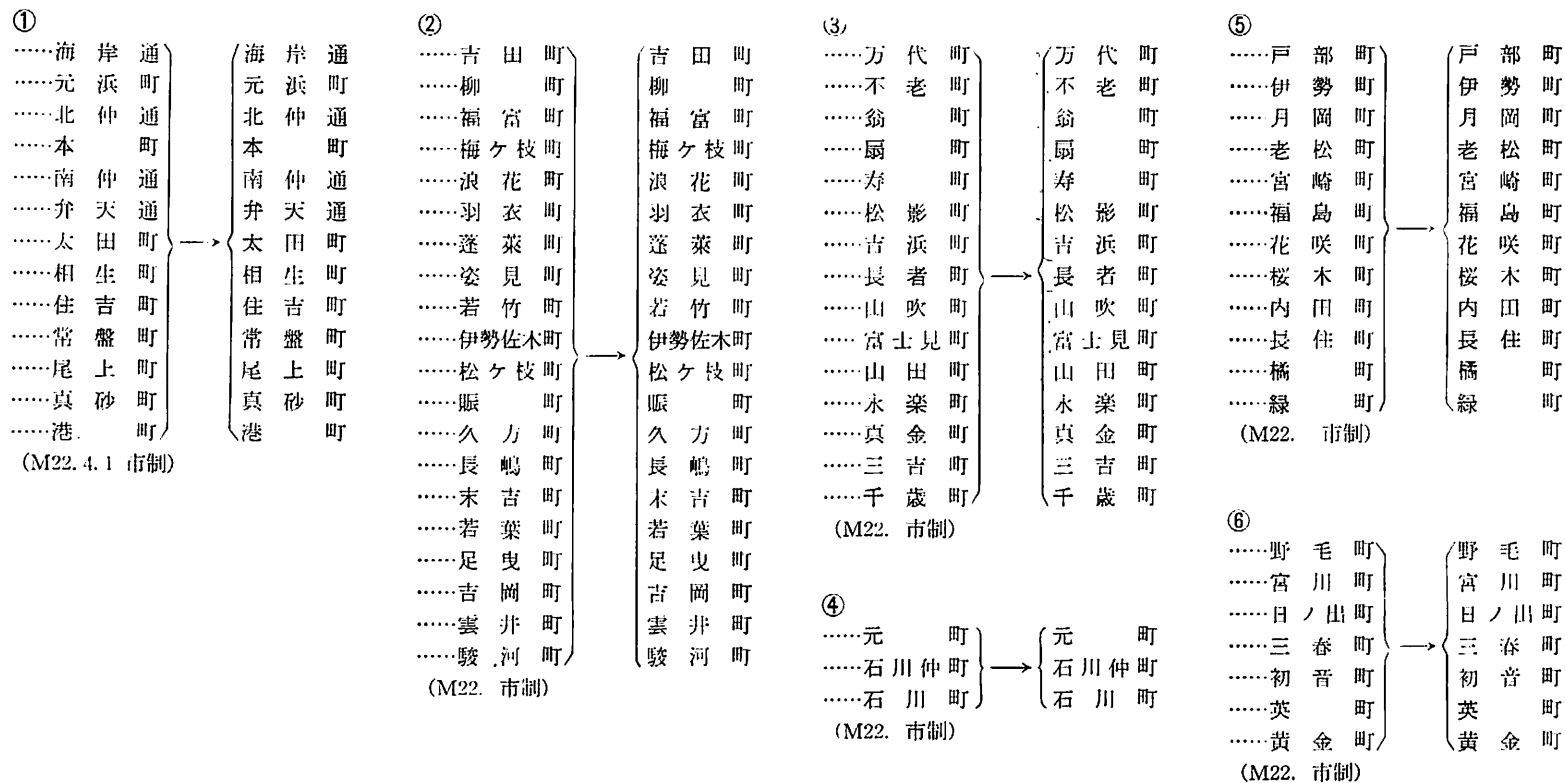
中村(現、南区内)、本牧本郷村、根岸村(現、中区内)が市に編入された。

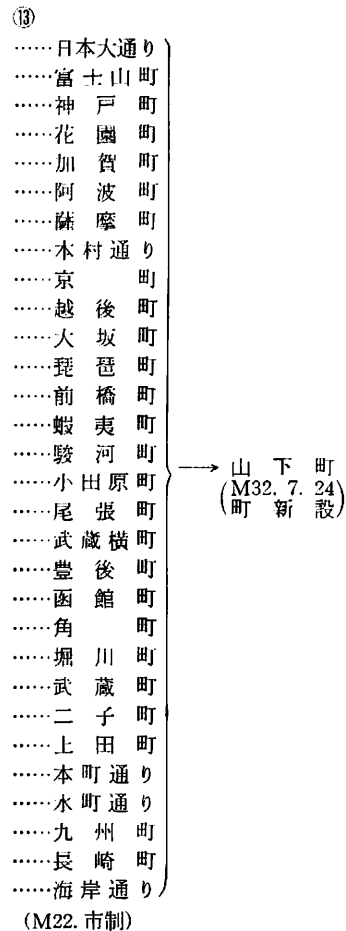
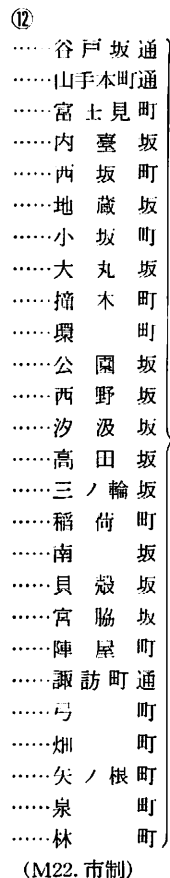
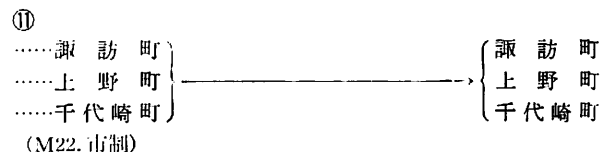
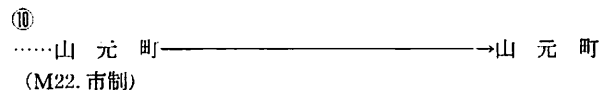
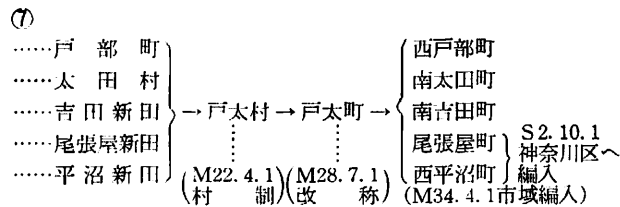
次いで、四十四年四月一日、第二次合併が行われ、久良岐郡大岡川村(現、南区、港南区内)の一部が、同郡屏風ヶ浦村や橋樹

表：13 付図 中区区域成立図（区制施行時）



表：13 町名変遷図（市制施行より区制施行まで）





……境 町 → 境 町
(M22.市制)

⑭ 久良岐郡

……本牧本郷村 } → 本 牧 村 → { 本 牧 町
……北方村 } (M22.4.1) (M34.4.1)
(村 制) (市域編入)

⑮ 久良岐郡

……根岸村 → 根岸村 → 根岸町 → 根岸町
(M22.4.1) (M34.4.1) (S2.10.1新設)
(市町村制) (市域編入) (※S2.10.1磯子区へ編入)
└── 西根岸町※

⑯ 久良岐郡

……中 村 → 中 村 → 中 村 町
(M22.4.1) (M34.4.1)
(村 制) (市域編入)

⑰

……海面埋立 (M35.1.13 市域編入) → 入 船 町

⑱

……海面埋立 (M39.5.22 市域編入) → 新 港 町

⑲

……海面埋立 (T12.1.31 市域編入) → 新山下町

㉑ 久良岐郡

……蒔田村 } → 大岡川村 → { 蒔田町
……下大岡村 } (M22.4.1) (M44.4.1)
……井土ヶ谷村 } (村 制) (市域編入)
……弘明寺村 }
……堀之内村 }

久良岐郡

……永田村 } → 大岡川村 → { 永田町
……引越村 } (M22.4.1) (S2.4.1)
……中里村 } (村 制) (市域編入)
……最戸村 }
……久保村 }
……別所村 }
……上大岡村 }
六ツ川町 ※2
中里町
最戸町
大久保町
別所町
上大岡町 ※3

※1 大岡町は旧大岡川村大字下大岡の1部を町域とする。

※2 六ツ川町は旧大岡川村大字引越に大字弘明寺の1部を加えて町域とする。

※3 上大岡町は旧大岡川村大字上大岡に大字下大岡の1部を加えて町域とする。

㉒ 久良岐郡

……日下村 } → 日 下 村 → { 笹下町
……日野村 } (M22.4.1) (S2.4.1)
(村 制) (市域編入)

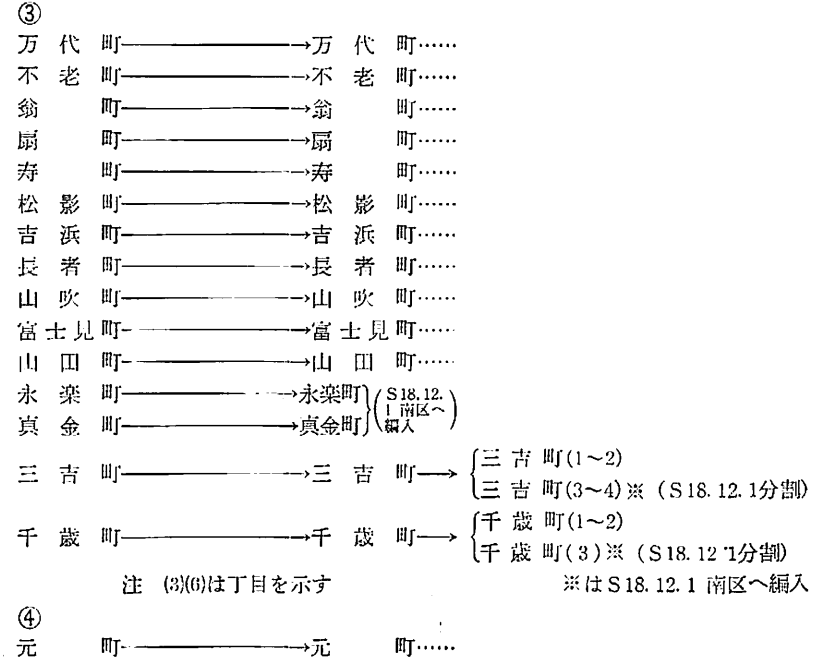
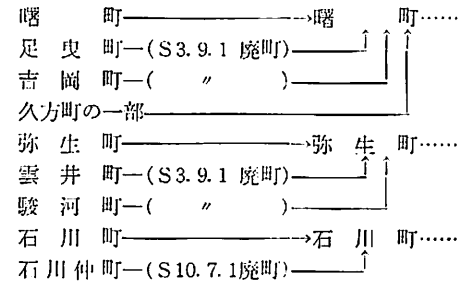
㉓ 鎌倉郡

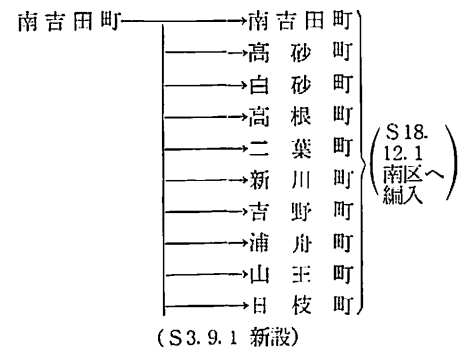
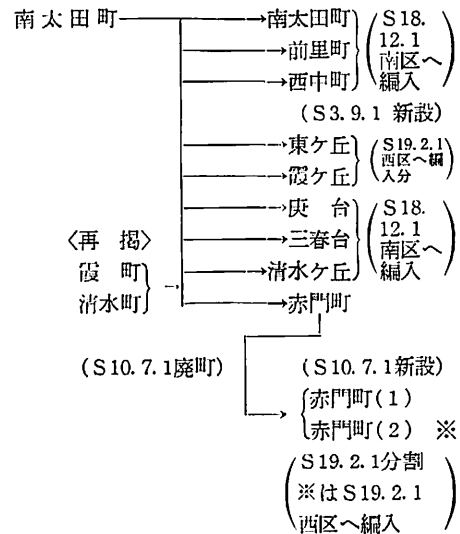
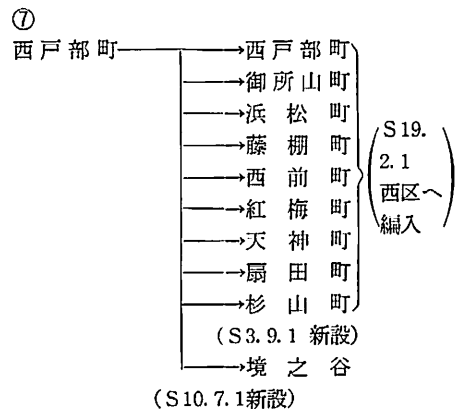
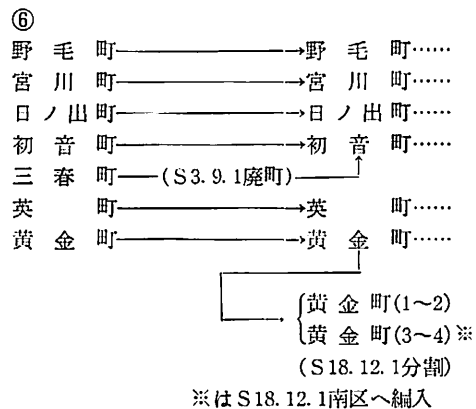
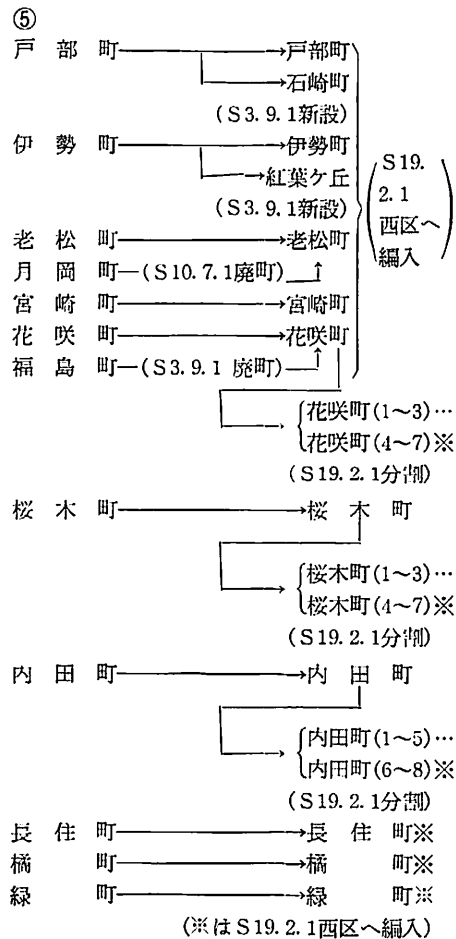
……永谷村 } → 永 野 村 → { 下永谷町 ※1
……上野庭村 } (M22.4.1) (S11.10.1)
……下野庭村 } (村 制) (市域編入)
上永谷町 ※1
野庭町 ※2

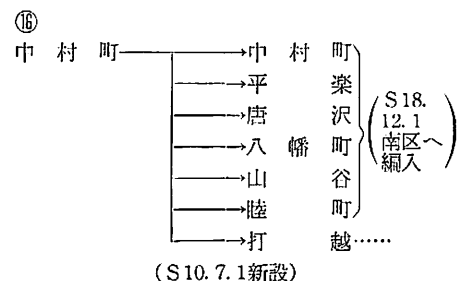
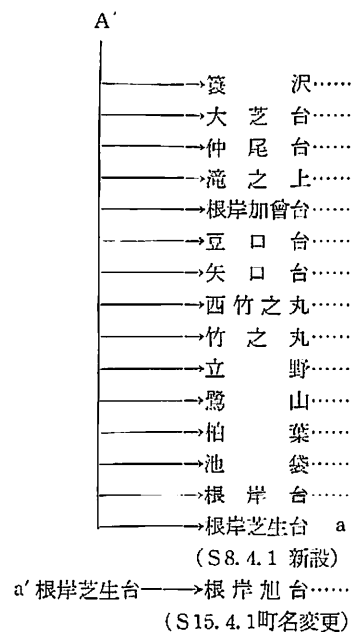
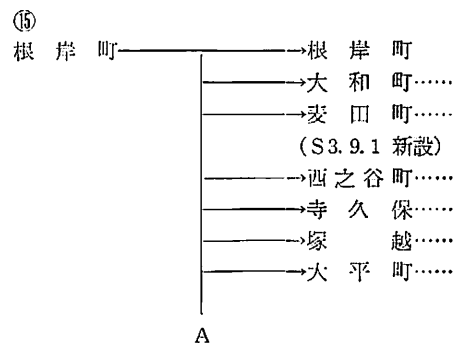
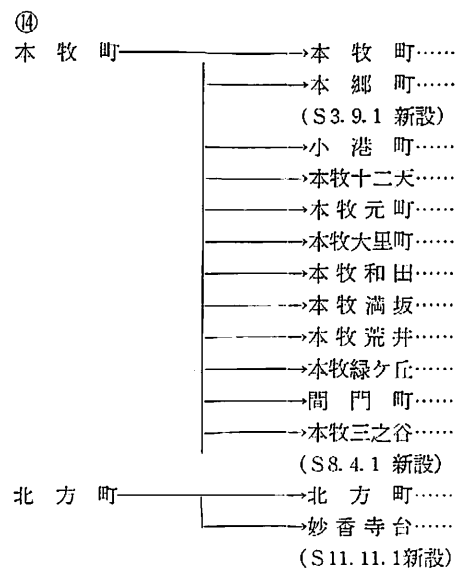
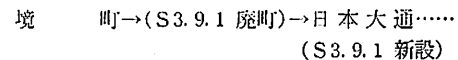
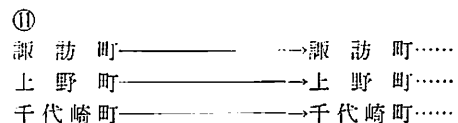
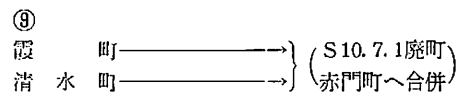
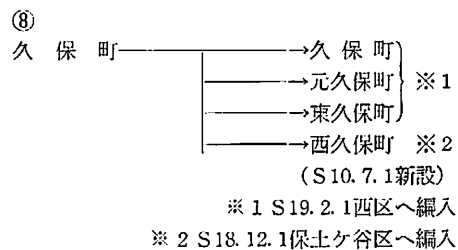
※1 下永谷町と上永谷町には旧永野村大字永谷に大字平戸の1部を加えて町域とする。

※2 野庭町は旧永野村大字上野庭と大字下野庭とを併せて町域とする。

表：14 町名変遷図（区制施行より現在）〈Mは明治，Tは大正，Sは昭和〉







⑰
入船町 → 入船町
(S19. 2. 1
西区へ編入)

⑱
新港町 → 新港町……

⑲
新山下町 → (S45. 4. 1廃町)
→ 新山下一丁目……
→ 新山下二丁目……
→ 新山下三丁目……
(S45. 4. 1新設)

海面埋立(S40. 1. 13市域編入) → 千鳥町…
" (S42. 11. 10 ") → 錦町…
" (S42. 11. 10 ") → 豊浦町…
" (S43. 8. 31 ") → 本牧ふ頭…
" (S44. 7. 1 ") → かもめ町…

⑳
蒔田町 → 蒔田町
→ 花之木町
→ 宿町
→ 共進町
→ 宮元町
→ 榎町
(S3. 9. 1 新設)
→ 東蒔田町
(S10. 7. 1 新設)

大岡町 → 大岡町
→ 大橋町
→ 若宮町
→ 通町
→ 中島町
(S18. 12. 1
南区へ
編入)
(S3. 9. 1 新設)

井土ヶ谷町 → (S11. 11. 1廃町)
→ 井土ヶ谷上町
→ 井土ヶ谷中町
→ 井土ヶ谷下町
(S11. 11. 1新設)

弘明寺町 → 弘明寺町
堀ノ内町 → 堀ノ内町
永田町 → 永田町
六ツ川町 → 六ツ川町
中里町 → 中里町
最戸町 → 最戸町
大久保町 → 大久保町
別所町 → 別所町
上大岡町 → 上大岡町
(S18. 12. 1
南区へ
編入)

㉑
笹下町 → 笹下町
日野町 → 日野町

㉒
下永谷町 → 下永谷町
上永谷町 → 上永谷町
野庭町 → 野庭町

㉓
(S18. 12. 1 神奈川区より編入)
西平沼町 → 西平沼町
表高島町 → 表高島町
山内町(1~2) → (廃町)
高島通 → 高島通
岡野町 → 岡野町
楠町 → 楠町
北幸町 → 北幸町
南幸町 → 南幸町
北軽井沢 → 北軽井沢
南軽井沢 → 南軽井沢
浅間町 → 浅間町
南浅間町 → 南浅間町
浅間台 → 浅間台
宮ヶ谷 → 宮ヶ谷
平沼町 → 平沼町
(S19. 2. 1
西区へ
編入)

(横浜市“横浜市町区域要覧”より作成)

郡子安村、保土ヶ谷町の各一部とともに市に編入された。

この間、三十二年七月二十四日には横浜外国人居留地の阿波町ほか二九カ町を廃止、これらの区域をもって山下町を、同時に山手外国人居留地の泉町ほか二五カ町の区域をもって山手町がそれぞれ新設された。さらに三十五年一月一日には入船町（現、西区内）三十九年五月二十二日には新港町、さらには大正十二年一月日新山下町と、それぞれ海面埋立した土地に町名をつけて市域に編入された。

こうしたのち、昭和二年四月一日第三次合併によって橋樹郡の鶴見町ほか一カ町と四カ村とともに久良岐郡の大岡川村（現、南・港南区）日下村（現、港南区）屏風ヶ浦村（現、磯子区）をさらに加えた。この結果、市域は、現在の中区から、西区、南区、港南区保土ヶ谷区、旭区、鶴見区、神奈川区、磯子区に拡張されていった。これは震災復興後の市勢の充実であった。

表13はこの間の町名変遷の概要を示すものだが、こうした町は昭和二年の区制施行で付図に示すように区に編成されていた。

●区制施行以後——昭和二年十月一日区制がひかれ、中区と、鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区の五区が誕生した。中区の場合、すでにふれたように市制施行にあたって市域となった町、第一次、第二次、第三次下の市域拡張、埋立によって増加した土地に町名がつけられて市域に編入された町が加わった。

昭和三年九月一日、震災復興の一環として、区画整理が大幅に

行われたがその結果、関外をはじめ野毛方面、そして西戸部、南太田、蒔田方面に大きな規模で町名変更や町の新設が行われ、これによって現在の中区の町構成の基がつくられた。

そしてその後、町域の部分的な変更をくり返すことになるが、八年四月一日、広域な本牧町や根岸町を分割した。本牧町にあつては小港町ほか一〇カ町、根岸町では寺久保ほか一六カ町が新設された。町名のほとんどは旧字名を使った。

●分區——十八年十二月一日、太平洋戦争のさなか、南区新設によって井土ヶ谷上町ほか五七カ町が南区に編入され、翌十九年四月一日、さらに西区新設にもなつて戸部町ほか四三カ町が西区に編入された。

この南区新設にあつて、市議会はわずか五分間で可決したというが、両区の分區は当時の防空関係や物資配給をよりスムーズに行おうとするものであつて、その区の線引きは、南区の場合は寿警察署（現、横浜南警察署）、西区は戸部警察署というようにその管轄に合せたものであつた。そして、南区は当時歓楽地の真金町や永楽町、弘明寺方面や湘南電鉄（現、京浜急行）の各駅。西区は戸部、平沼方面、横浜駅といったように、人が集まる所、税収の多い地域など意識的にとり入れた政策的なものであつた。分區によって中区に残つた町は最終的には現在の一〇四カ町となつた。

表14は以上のような町の変遷について区制施行時から現在に

たるまでの変遷の概要を图示したものである。

また、昭和四十五年四月一日、横浜市の住居表示整備事業によって新山下町の住居表示が施行され新山下町が廃止されて、新山下一丁目・新山下二丁目・新山下三丁目がそれぞれ誕生した。中区にとって初めてのことであった。

なお各町名の由来については、二章以下の地区のなかで、数カ町については述べるが、その由来を解説したものには昭和七年九月発行の『横浜市史稿・地理編』、十二年三月二日から同五月十一日まで、十一回にわたって『横浜市報』に掲載された「横浜町名沿革誌」。十四年三月、これをもとに作成された『横浜市町名沿革』、さらに十六年六月五日から同七月十日まで、第六次の市域拡張にもなう町の増加によって『横浜市報』に追加掲載された「続横浜町名沿革誌」。そして五十七年三月三十一日発行の『横浜の町名』など、いずれも横浜市で発行された資料があるので、これらを参考にされたい。

●地区の区分―本書では中区の区域を便宜的に次のように八つの地区に分け、それに横浜港を加えた。ただし、ここでいう地区は、都市計画法やほかの法令でいう地区・地域とは異なるものである。

便宜的な地区区分とはいうものの、してその理由を述べれば、関内・関外地区というのは関内・関外ともに横浜開港期に設置された関門(第三章関内地区参照)の内と外の対比の上でそうい

れてきた慣例に従ったもの。山手・山下地区は旧外国人居留地。野毛地区は大岡川の左岸・野毛山の裾一带。

元町・石川地区は堀川・中村川の右岸沿い。北方地区は旧北方町に海岸埋立地の新山下町を加えた地帯。本牧地区は旧本牧村に海面埋立の錦町・豊浦町を加えた地区。根岸地区は旧根岸村に埋立地の千鳥町を加えた地区とした。

横浜港については、本来の地区としてはなじまないが、中区にとっては欠かせないので付章として、その変遷や施設の概要にふれることとした。

次に各地区の町名をあげておく。

1 関内地区(第二章)

日本大通 横浜公園 新港町 海岸通 元浜町
北仲通 本町 南仲通 弁天通 太田町 相生町
住吉町 常盤町 尾上町 真砂町

2 山手・山下地区(第三章)

山手町 山下町

3 関外地区(第四章)

吉田町 福富町西通 福富町仲通 福富町東通 伊勢佐木町
末広町 羽衣町 蓬萊町 末吉町 若葉町 曙町
弥生町 万代町 不老町 翁町 扇町 寿町 松
影町 吉浜町 長者町 山吹町 富士見町 山田町
千歳町 三吉町

ほかに南区の一部(真金町、永楽町)

4 野毛地区(第五章)

内田町 桜木町 花咲町 野毛町 宮川町

口ノ出町 初音町 黄金町 英町 赤門町

ほかに西区の一部(宮崎町、紅葉坂、花咲町)

5 元町・石川地区(第六章)

元町 石川町 打越

6 北方地区(第七章)

諏訪町 妙香寺台 上野町 千代崎町 北方町 小

港町 西ノ谷町 新山下一丁目 新山下二丁目 新山

下三丁目

7 本牧地区(第八章)

本郷町 本牧町 本牧十二天 本牧緑ヶ丘 本牧満坂

本牧荒井 本牧和田 本牧三之谷 本牧大里町 本牧

元町 問門町 錦町 本牧ふ頭 豊浦町 かもめ町

8 根岸地区(第九章)

柏葉 鷺山 竹之丸 西竹之丸 麦田町 大和町

立野 山元町 太平町 大芝台 糞沢 塚越 寺

久保 仲尾台 滝ノ上 矢口台 豆口台 池袋

根岸台 根岸旭台 根岸加曾台 根岸町 千鳥町

9 横浜港(付章)

新港町 (新港ふ頭) (大栈橋ふ頭) (山下ふ頭) (本牧A)

Dふ頭 ほか